

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	研究科の専攻の設置								
設置者	学校法人 神奈川大学								
大学の名称	神奈川大学大学院 (Kanagawa University Graduate Schools)								
大学本部の位置	神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目27番1号								
大学の目的	神奈川大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的	<p>人文学研究科日本文化専攻は、高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野について理論的に探究する能力、さらにはそれを幅広い視野の下に位置づけ応用する能力を育成する。</p> <p>これにより、日本の諸特性を踏まえて汎用する調査・研究能力を身につけ、教育・研究をはじめ様々な領域で活躍できる優れた知識と能力を備えた人材を養成することを目的とする。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	<p>【基礎となる学部等】</p> <p>国際日本学部 日本文化学科 外国語学研究科 欧米言語文化専攻</p> <p>14条特例の実施</p>
	人文学研究科 【Graduate School of Humanities】 日本文化専攻 【Course of Japanese Cultural Studies】	年	人	年次 人	人	修士（文学） 【Master of Literature】	年 月 第 年次	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目5番3号	
	博士前期課程 【Master's Programs】	2	3	—	6	博士（文学） 【Doctor of Literature】	令和6年4月 第1年次		
	博士後期課程 【Doctoral Programs】	3	1	—	3	博士（文学） 【Doctor of Literature】	令和6年4月 第1年次		
計		4	—	9					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		<p>令和6年4月 名称変更予定 外国語学研究科 → 人文学研究科</p> <p>人文学研究科 欧米言語文化専攻博士前期課程 [定員減] (△3) (令和6年4月) 欧米言語文化専攻博士後期課程 [定員減] (△1) (令和6年4月)</p>							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	人文学研究科 日本文化専攻 (博士前期課程)	20科目	4科目	0科目	24科目	32単位			
人文学研究科 日本文化専攻 (博士後期課程)	16科目	6科目	0科目	22科目	20単位				

教 員	学 部 等 の 名 称		専任教員等					兼 任 教 員 等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新 設			人	人	人	人	人	人	人
	分	人文学研究科 日本文化専攻（博士前期課程）		5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)
人文学研究科 日本文化専攻（博士後期課程）		5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	
計		10 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	— (—)	
既	法学研究科 法律学専攻（博士前期課程）		24 (24)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	6 (6)
	法学研究科 法律学専攻（博士後期課程）		24 (24)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
組	経済学研究科 経済学専攻（博士前期課程）		24 (24)	23 (23)	0 (0)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	1 (1)
	経済学研究科 経済学専攻（博士後期課程）		24 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	0 (0)
設	経営学研究科 国際経営専攻（博士前期課程）		14 (14)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	6 (6)
	経営学研究科 国際経営専攻（博士後期課程）		12 (12)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
の	人文学研究科 欧米言語文化専攻（博士前期課程）		22 (22)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	2 (2)
	人文学研究科 欧米言語文化専攻（博士後期課程）		21 (21)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	1 (1)
概	人文学研究科 中国言語文化専攻（博士前期課程）		4 (4)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	1 (1)
	人文学研究科 中国言語文化専攻（博士後期課程）		4 (4)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
要	人間科学研究科 人間科学専攻（博士前期課程）		15 (15)	11 (11)	0 (0)	1 (1)	27 (27)	0 (0)	23 (23)
	人間科学研究科 人間科学専攻（博士後期課程）		10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
分	理学研究科 理学専攻（博士前期課程）		40 (40)	10 (10)	0 (0)	1 (1)	51 (51)	0 (0)	11 (11)
	理学研究科 理学専攻（博士後期課程）		39 (39)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	0 (0)
の	工学研究科 工学専攻（博士前期課程）		53 (53)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	11 (11)
	工学研究科 工学専攻（博士後期課程）		44 (44)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
要	工学研究科 建築学専攻（博士前期課程）		14 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	9 (9)
	工学研究科 建築学専攻（博士後期課程）		8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
分	歴史民俗資料科学研究科 歴史民俗資料科学専攻（博士前期課程）		9 (9)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	15 (15)
	歴史民俗資料科学研究科 歴史民俗資料科学専攻（博士後期課程）		9 (9)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	3 (3)
の	計		414 (414)	129 (129)	0 (0)	2 (2)	545 (545)	0 (0)	— (—)
	合 計		424 (424)	135 (135)	0 (0)	2 (2)	561 (561)	0 (0)	— (—)
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		309人 (309)		117人 (117)		426人 (426)		
	技 術 職 員		26 (26)		11 (11)		37 (37)		
	図 書 館 専 門 職 員		11 (11)		7 (7)		18 (18)		
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
計		346 (346)		135 (135)		481 (481)			
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計
	校 舎 敷 地		219,401 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		219,401 m <sup>2</sup>
	運 動 場 用 地		199,329 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		199,329 m <sup>2</sup>
	小 計		418,731 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		418,731 m <sup>2</sup>
	そ の 他		147,281 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		147,281 m <sup>2</sup>
合 計		566,013 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		566,013 m <sup>2</sup>	

校舎		専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		186,615 m <sup>2</sup> (186,615 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	186,615 m <sup>2</sup> (186,615 m <sup>2</sup> )					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	128 室	124 室	449 室	12 室 (補助職員 0人)	4 室 (補助職員 0人)	情報処理及び語学 学習施設の学生対 応は業務委託				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数	8 室				
		人文学研究科 日本文化専攻								
図書・ 設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学部等单位での 特定不能なため、 大学全体の 数 雑誌、視聴覚は タイトル数 機械・器具は事 務用を除く利用 者の数		
	大学全体	1,305,029 [364,991] (1,227,005 [347,887])	13,320 [5,139] (13,320 [5,139])	21,874 [21,794] (21,874 [21,794])	24,047 (23,019)	65 (65)	— (—)			
	計	1,305,029 [364,991] (1,227,005 [347,887])	13,320 [5,139] (13,320 [5,139])	21,874 [21,794] (21,874 [21,794])	24,047 (23,019)	65 (65)	— (—)			
図書館		面積	閲覧座席数		収納可能冊数		大学全体			
		13,854 m <sup>2</sup>	1,342		1,816,299					
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		10,093 m <sup>2</sup>	スポーツセンター 25m 室内プール							
経費の 見及び 維持の 概要	経費の 見及び 維持の 概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※1:「教員1人当り研究 費等」は、研究科単位で の算出不能なため、学部 との合計。 ※2:共同研究費は、大 学・大学院全体での予 算、学内選考を経て決定 する。 ※3:図書購入費は外国語 学部・国際日本学部と共 有している。なお、デー タベース等については大 学図書関連全体予算に含 まれている。
		教員1人当り研究費等		545千円	545千円	545千円	—千円	—千円	—千円	
		共同研究費等		30,000千円	30,000千円	30,000千円	—千円	—千円	—千円	
		図書購入費	41,032千円	41,032千円	41,032千円	41,032千円	—千円	—千円	—千円	
	設備購入費	0千円	0千円	0千円	0千円	—千円	—千円	—千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体		
		935千円	685千円	685千円	—千円	—千円	—千円	人文学研究科		
	学生納付金以外の維持方法の概要		手数料収入・資産運用収入・事業収入等を充当する。							
既設 大学等 の 状況	大学の名称		神奈川大学							
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所在地	
	法学部	年	人	年次 人	人		倍		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	法律学科	4	400	—	1,600	学士(法学)	1.03	昭和40年度		
	自治行政学科	4	200	—	800	学士(行政学)	1.00	平成7年度		
	経済学部								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	経済学科	4	650	—	2,600	学士(経済学)	1.02	昭和40年度		
	現代ビジネス学科	4	300	—	1,200	学士(商学)	1.01	昭和40年度		
	経営学部								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	国際経営学科	4	530	—	2,120	学士(国際経営学)	1.04	平成元年度		
	外国語学部								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	英語英文学科	4	200	—	800	学士(文学)	1.03	昭和40年度		
スペイン語学科	4	90	—	360	学士(文学)	1.03	昭和40年度			
中国語学科	4	60	—	240	学士(文学)	0.97	昭和63年度			
国際文化交流学科	4	—	—	—	学士(文学)	1.09	平成18年度	令和2年度より学 生募集停止		

既設大学の状況	学 部 等 の 名 称	修業	入学	編入学	収容	学位又	定 員	開設	所 在 地	
		年限	定員	定員	定員	は称号	超過率	年度		
		年	人	年次 人	人		倍			
	国際日本学部						1.06		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	国際文化交流学科	4	170	—	680	学士(文学)	1.08	令和2年度		
	日本文化学科	4	60	—	240	学士(文学)	1.04	令和2年度		
	歴史民俗学科	4	70	—	280	学士(文学)	1.03	令和2年度		
	人間科学部						1.04		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	人間科学科	4	300	—	1,200	学士(人間科学)	1.04	平成18年度		
	理学部						1.09		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和5年度より学 生募集停止 令和5年度より学 生募集停止 令和5年度より学 生募集停止 令和5年度より学 生募集停止
	数理・物理学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成24年度		
	情報科学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成元年度		
	化学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成元年度		
	生物科学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成元年度		
	理学科	4	275	—	275	学士(理学)	1.09	令和5年度		
	工学部						1.02		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和5年度より入学 定員減(△20人) 令和5年度より入学 定員減(△20人) 令和5年度より学 生募集停止 令和5年度より学 生募集停止
	機械工学科	4	145	—	640	学士(工学)	1.03	昭和24年度		
	電気電子情報工学科	4	145	—	640	学士(工学)	1.02	昭和24年度		
	物質生命化学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和34年度		
	情報システム創成学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和24年度		
	経営工学科	4	90	—	360	学士(工学)	1.01	平成24年度		
	建築学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和40年度		
	応用物理学科	4	60	—	60	学士(工学)	0.85	令和5年度		
	建築学部						1.04		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和4年度より学 生募集停止
	建築学科	4	200	—	400	学士(建築学)	1.04	令和4年度		
	化学生命学部						1.05		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	応用化学科	4	110	—	110	学士(化学生命学)	1.00	令和5年度		
	生命機能学科	4	80	—	80	学士(化学生命学)	1.11	令和5年度		
	情報学部						1.13		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	計算機科学科	4	100	—	100	学士(情報学)	1.10	令和5年度		
	システム数理学科	4	100	—	100	学士(情報学)	1.16	令和5年度		

	学 部 等 の 名 称	修業	入学	編入学	収容	学位又	定 員	開設	所 在 地			
		年限	定員	定員	定員	は称号	超過率	年度				
		年	人	年次 人	人		倍					
既 設 大 学 等 の 状 況	大学院											
	法学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号			
	法律学専攻											
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(法学)	0.25	昭和42年度				
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(法学)	0.11	昭和44年度				
	経済学研究科									神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
	経済学専攻											
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(経済学)	0.50	昭和42年度				
	博士後期課程	3	2	—	8	博士(経済学)	0.00	昭和44年度			令和4年度より入学 定員減(△2人)	
	経営学研究科										神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	国際経営専攻											
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(経営学)	0.35	平成5年度				
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(経営学)	0.22	平成7年度				
	外国語学研究科										神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	欧米言語文化専攻											
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(文学)	0.25	平成23年度				
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(文学)	0.44	平成23年度				
	中国言語文化専攻											
	博士前期課程	2	5	—	10	修士(文学)	0.50	平成4年度				
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(文学)	0.83	平成7年度				
	人間科学研究科										神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	人間科学専攻											
	博士前期課程	2	12	—	24	修士(人間科学)	0.79	平成21年度				
博士後期課程	3	4	—	12	博士(人間科学)	0.58	平成21年度					
理学研究科										神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
理学専攻												
博士前期課程	2	59	—	118	修士(理学)	0.51	平成28年度					
博士後期課程	3	3	—	9	博士(理学)	1.11	平成28年度					
工学研究科										神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
工学専攻												
博士前期課程	2	120	—	240	修士(工学)	0.82	平成31年度					
博士後期課程	3	11	—	33	博士(工学)	0.48	平成31年度					
建築学専攻												
博士前期課程	2	30	—	60	修士(工学)	0.80	昭和46年度					
博士後期課程	3	3	—	9	博士(工学)	0.77	平成2年度					
歴史民俗資料科学研究科										神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
歴史民俗資料学専攻												
博士前期課程	2	20	—	40	修士(歴史民俗資料学)	0.62	平成5年度					
博士後期課程	3	6	—	15	博士(歴史民俗資料学)	2.06	平成7年度			令和4年度より入学 定員増(3人)		

<p>附属施設の概要</p>	<p>該当なし</p>	
----------------	-------------	--

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

### 学校法人神奈川大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
神奈川大学				神奈川大学				
法学部				法学部				
法律学科	400	-	1,600	法律学科	400	-	1,600	
自治行政学科	200	-	800	自治行政学科	200	-	800	
経済学部				経済学部				
経済学科	650	-	2,600	経済学科	650	-	2,600	
現代ビジネス学科	300	-	1,200	現代ビジネス学科	300	-	1,200	
経営学部				経営学部				
国際経営学科	530	-	2,120	国際経営学科	530	-	2,120	
外国語学部				外国語学部				
英語英文学科	200	-	800	英語英文学科	200	-	800	
スペイン語学科	90	-	360	スペイン語学科	90	-	360	
中国語学科	60	-	240	中国語学科	60	-	240	
国際日本学部				国際日本学部				
国際文化交流学科	170	-	680	国際文化交流学科	170	-	680	
日本文化学科	60	-	240	日本文化学科	60	-	240	
歴史民俗学科	70	-	280	歴史民俗学科	70	-	280	
人間科学部				人間科学部				
人間科学科	300	-	1,200	人間科学科	300	-	1,200	
理学部				理学部				
理学科	275	-	1,100	理学科	275	-	1,100	
工学部				工学部				
機械工学科	145	-	580	機械工学科	145	-	580	
電気電子情報工学科	145	-	580	電気電子情報工学科	145	-	580	
経営工学科	90	-	360	経営工学科	90	-	360	
応用物理学科	60	-	240	応用物理学科	60	-	240	
建築学部				建築学部				
建築学科	200	-	800	建築学科	200	-	800	
化学生命学部				化学生命学部				
応用化学科	110	-	440	応用化学科	110	-	440	
生命機能学科	80	-	320	生命機能学科	80	-	320	
情報学部				情報学部				
計算機科学科	100	-	400	計算機科学科	100	-	400	
システム数理学科	100	-	400	システム数理学科	100	-	400	
計	4,335	-	17,340	計	4,335	-	17,340	
神奈川大学大学院				神奈川大学大学院				
法学研究科				法学研究科				
法律学専攻(M)	10	-	20	法律学専攻(M)	10	-	20	
法律学専攻(D)	3	-	9	法律学専攻(D)	3	-	9	
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻(M)	10	-	20	経済学専攻(M)	10	-	20	
経済学専攻(D)	2	-	6	経済学専攻(D)	2	-	6	
経営学研究科				経営学研究科				
国際経営専攻(M)	10	-	20	国際経営専攻(M)	10	-	20	
国際経営専攻(D)	3	-	9	国際経営専攻(D)	3	-	9	
外国語学研究科				人文学研究科				名称変更
欧米言語文化専攻(M)	10	-	20	欧米言語文化専攻(M)	7	-	14	定員変更(△3)
中国言語文化専攻(M)	5	-	10	中国言語文化専攻(M)	5	-	10	
				日本文化専攻(M)	3	-	6	専攻の設置(届出)
欧米言語文化専攻(D)	3	-	9	欧米言語文化専攻(D)	2	-	6	定員変更(△1)
中国言語文化専攻(D)	2	-	6	中国言語文化専攻(D)	2	-	6	
				日本文化専攻(D)	1	-	3	専攻の設置(届出)
人間科学研究科				人間科学研究科				
人間科学専攻(M)	12	-	24	人間科学専攻(M)	12	-	24	
人間科学専攻(D)	4	-	12	人間科学専攻(D)	4	-	12	
理学研究科				理学研究科				
理学専攻(M)	59	-	118	理学専攻(M)	59	-	118	
理学専攻(D)	3	-	9	理学専攻(D)	3	-	9	
工学研究科				工学研究科				
工学専攻(M)	120	-	240	工学専攻(M)	120	-	240	
建築学専攻(M)	30	-	60	建築学専攻(M)	30	-	60	
工学専攻(D)	11	-	33	工学専攻(D)	11	-	33	
建築学専攻(D)	3	-	9	建築学専攻(D)	3	-	9	
歴史民俗資料学研究科				歴史民俗資料学研究科				
歴史民俗資料学専攻(M)	20	-	40	歴史民俗資料学専攻(M)	20	-	40	
歴史民俗資料学専攻(D)	6	-	18	歴史民俗資料学専攻(D)	6	-	18	
計	326	-	692	計	326	-	692	

教育課程等の概要														
(人文学研究科日本文化専攻博士前期課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
日本語学	日本語学講義Ⅰ（文法）	1・2前		2		○			1					
	日本語学講義Ⅱ（語彙）	1・2前		2		○			1					
	日本語学研究Ⅰ（文法）	1・2後		2		○			1					
	日本語学研究Ⅱ（語彙）	1・2後		2		○			1					
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			2	0	0	0	0	0
日本文学	日本文学講義Ⅰ（古典）	1・2前		2		○			1	1				
	日本文学講義Ⅱ（近現代）	1・2前		2		○			1	1				
	日本文学研究Ⅰ（古典）	1・2後		2		○			1					
	日本文学研究Ⅱ（近現代）	1・2後		2		○			1					
	漢文学講義	1・2前		2		○								兼1
	漢文学研究	1・2後		2		○								兼1
小計（6科目）	—	0	12	0	—			1	1	0	0	0	兼1	
日本文化学	日本文化学講義Ⅰ（近世以前）	1・2前		2		○				1				
	日本文化学講義Ⅱ（近現代）	1・2前		2		○				1				
	日本文化学研究Ⅰ（近世以前）	1・2後		2		○				1				
	日本文化学研究Ⅱ（近現代）	1・2後		2		○				1				
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			0	2	0	0	0	0
日本思想	日本思想講義Ⅰ（近世以前）	1・2前		2		○			1					
	日本思想講義Ⅱ（近現代）	1・2前		2		○								兼1
	日本思想研究Ⅰ（近世以前）	1・2後		2		○			1					
	日本思想研究Ⅱ（近現代）	1・2後		2		○								兼1
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			1	0	0	0	0	兼1
国語教育学	国語教育学講義	1・2前		2		○			1					
	国語教育学研究	1・2後		2		○			1					
	小計（2科目）	—	0	4	0	—			1	0	0	0	0	0
修論演習	修士論文指導演習Ⅰ	1前	2				○		5	3				
	修士論文指導演習Ⅱ	1後	2				○		5	3				
	修士論文指導演習Ⅲ	2前	2				○		5	3				
	修士論文指導演習Ⅳ	2後	2				○		5	3				
	小計（4科目）	—	8	0	0	—			5	3	0	0	0	0
合計（24科目）		—	8	40	0	—			5	3	0	0	0	兼2
学位又は称号	修士（文学）		学位又は学科の分野				文学関係							



卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>履修方法</p> <p>1. 学生は、入学年次の年度当初に指導教授を決め、修士論文の完成までの2年間、主な指導を受ける。</p> <p>2. 指導教授の講義2科目4単位は必修とし、それ以外に日本文化専攻の講義6科目12単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3. 指導教授の修論演習は必修とし、2年間にわたり8単位を修得しなければならない。</p> <p>4. 指導教授が研究上特に必要と認めるときは、他専攻、他研究科または学部課程の授業科目を8単位以内履修することができる。</p> <p>また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。</p> <p>なお、この上限を超えて履修を希望する場合には、主たる指導教授と研究科委員長の承認を得なければならない。</p> <p>5. 上記4の修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。</p> <p>ただし、学部の課程による単位は修了要件単位に算入することができない。</p> <p>6. 修了のためには、上記2・3の要件を満たした上、合計32単位以上を修得しなければならない。</p> <p>7. 長期履修制度に関する所定の手続きに従い申請等を行うことにより、修了年限を3年または4年とすることができる。</p> <p>長期履修制度を利用する場合、主たる指導教授の演習は毎年度履修すること。ただし、修了要件に算入できる単位数は8単位までとする。</p> <p>修了要件</p> <p>1. 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、履修方法にしたがって32単位以上を修得（修業年限の短縮が認められた者は、本研究科に1年以上在学し、32単位以上を修得）し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。</p> <p>2. 修士論文の審査を申請できる者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者は、博士前期課程第1年次以上）に在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。</p>	1 学年の学期区分	2期
	1 学期の授業期間	14週
	1 時限の授業時間	100分

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
  - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要														
(人文学研究科日本文化専攻博士後期課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
日本語学	日本語学特殊講義Ⅰ（文法）	1・2・3前		2		○			1					
	日本語学特殊講義Ⅱ（語彙）	1・2・3前		2		○			1					
	日本語学特殊研究Ⅰ（文法）	1・2・3後		2		○			1					
	日本語学特殊研究Ⅱ（語彙）	1・2・3後		2		○			1					
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			2	0	0	0	0	0
日本文学	日本文学特殊講義Ⅰ（古典）	1・2・3前		2		○				1				
	日本文学特殊講義Ⅱ（近現代）	1・2・3前		2		○				1				
	日本文学特殊研究Ⅰ（古典）	1・2・3後		2		○				1				
	日本文学特殊研究Ⅱ（近現代）	1・2・3後		2		○				1				
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			1	1	0	0	0	0
日本文化学	日本文化学特殊講義Ⅰ（近世以前）	1・2・3前		2		○					1			
	日本文化学特殊講義Ⅱ（近現代）	1・2・3前		2		○					1			
	日本文化学特殊研究Ⅰ（近世以前）	1・2・3後		2		○					1			
	日本文化学特殊研究Ⅱ（近現代）	1・2・3後		2		○					1			
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			0	2	0	0	0	0
日本思想	日本思想特殊講義Ⅰ（近世以前）	1・2・3前		2		○			1					
	日本思想特殊研究Ⅰ（近世以前）	1・2・3後		2		○			1					
	小計（2科目）	—	0	4	0	—			1	0	0	0	0	0
国語教育	国語教育学特殊講義	1・2・3前		2		○			1					
	国語教育学特殊研究	1・2・3後		2		○			1					
	小計（2科目）	—	0	4	0	—			1	0	0	0	0	0
博論演習	博士論文指導演習Ⅰ	1前	2				○		5	3				
	博士論文指導演習Ⅱ	1後	2				○		5	3				
	博士論文指導演習Ⅲ	2前	2				○		5	3				
	博士論文指導演習Ⅳ	2後	2				○		5	3				
	博士論文指導演習Ⅴ	3前	2				○		5	3				
	博士論文指導演習Ⅵ	3後	2				○		5	3				
	小計（6科目）	—	12	0	0	—			5	3	0	0	0	0
合計（22科目）		—	12	32	0	—			5	3	0	0	0	0
学位又は称号	博士（文学）		学位又は学科の分野			文学関係								
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
履修方法 1. 学生は、入学年次の年度当初に指導教授を決め、その教員によって学位論文の作成、その他研究全般の指導を受けるものとする。 2. 指導教授の担当科目（講義2科目4単位、3年間にわたる博論演習6科目12単位）を必修とし、それ以外に講義2科目4単位以上修得しなければならない。							1学年の学期区分			2期				
							1学期の授業期間			14週				
							1時限の授業時間			100分				
修了要件 1. 博士後期課程の修了要件は、本研究科の博士後期課程に3年以上在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。 2. 博士論文の審査を申請できる者は、博士後期課程第3年次以上に在学し、履修方法にしたがって所定の単位を修得し、指導教授から必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。														

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
  - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

## 目次：設置の趣旨等を記載した書類

- 1 設置の趣旨及び必要性
  - (1) 人文学研究科日本文化専攻の設置の趣旨及び必要性
  - (2) 人文学研究科日本文化専攻で養成する人材像及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
- 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称
  - (1) 専攻の名称
  - (2) 学位の名称
- 3 教育課程の編成の考え方及び特色
  - (1) 教育課程表編成の方針（カリキュラム・ポリシー）
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
  - (2) 教育課程編成の考え方
- 4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
  - (1) 教育方法
  - (2) 履修指導の方法
  - (3) 研究指導の方法
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
  - (4) 学位論文審査体制
  - (5) 研究倫理審査体制
  - (6) 修了要件
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
- 5 基礎となる学部（又は修士課程）との関係
  - (1) 基礎となる学部との関係
  - (2) 博士前期課程と後期課程との関係
- 6 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施
  - (1) 修業年限
  - (2) 履修指導及び研究指導の方法
  - (3) 授業の実施方法
  - (4) 教員の負担の程度

- (5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置
- (6) 入学者選抜の概要
- 7 取得可能な資格
- 8 入学者選抜の概要
  - (1) 受入方針（アドミッション・ポリシー）
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
  - (2) 選抜方法
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
  - (3) 選抜体制
  - (4) 入学者選抜の判定方法
    - ① 博士前期課程
    - ② 博士後期課程
- 9 教員組織の編制の考え方及び特色
  - ① 博士前期課程
  - ② 博士後期課程
- 10 研究の実施についての考え方、体制、取組
  - (1) 研究の実施についての考え方
  - (2) 研究の推進のための体制
- 11 施設・設備等の整備計画
  - (1) 校地、運動場の整備計画
  - (2) 校舎等施設の整備計画
  - (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画
- 12 管理運営及び事務組織
  - (1) 大学院委員会
  - (2) 人文学研究科委員会
  - (3) 人文学研究科博士後期課程専門委員会
  - (4) 人文学研究科運営委員会
  - (5) 事務組織
- 13 自己点検・評価
  - (1) 自己点検・評価の実施体制、活動状況等
  - (2) 自己点検・評価の基本項目
  - (3) 第三者評価

1.4 情報の公表

(1) 情報の提供の基本方針

(2) 情報の提供の基本項目

1.5 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動

(2) SD（スタッフ・ディベロップメント）活動

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 1 設置の趣旨及び必要性

#### (1) 人文学研究科日本文化専攻の設置の趣旨及び必要性

本学外国語学部（英語英文学科・スペイン語学科・中国語学科・国際文化交流学科）を基盤とする外国語学研究科は、欧米言語文化専攻と中国言語文化専攻の2専攻から構成されており、高度な外国語運用能力をもとに、当該地域の言語、文学、文化、歴史、言語教育の分野に関する優れた専門知識と研究能力、広い視野を身につけて、職業人、研究者、教育者として国際的に活躍できる人材の育成を行ってきた。

令和2年度に外国語学部の改組によって国際文化交流学科を独立させる形で国際日本学部が新たに設置され、日本文化学科及び歴史民俗学科も当該学部内に新設された。この国際日本学部は令和5年度に完成年度を迎えることになり、その卒業生、とりわけ日本文化学科の卒業生の受け皿となる大学院を整備する必要性があることから、外国語学研究科欧米言語文化専攻に設置されている国際日本文化研究コースを発展的に独立させ、令和6年4月より「日本文化専攻」として開設することとした。日本文化学科との継続性を図るべく、既存の国際日本文化研究コースには含まれていなかった日本語学、日本文学（古典、近現代）、日本文化学（近現代の表現文化、近世以前の浮世絵や歌舞伎）、国語教育学といった研究領域を日本文化専攻内に加えることによってより充実した日本文化研究の教育研究組織としている。

令和6年度に日本文化専攻が開設されることによって、人文学研究科内に欧米言語文化専攻、中国言語文化専攻、日本文化専攻の3専攻が設置されることとなり、研究対象となる地域が広がるばかりでなく、日本を軸とした欧米諸地域ないしは中国・東アジア地域に関する比較研究も活性化されることになる。

国際都市である横浜の文教地区として位置づけられるみなとみらい地区は、多文化が共生する地域として歴史的に発展してきた地区である。一般学生のみならず留学生及び社会人を含む多様な学生を受け入れ、学際的かつグローバルな視野を持って日本文化の研究を行い、多文化共生社会の維持発展に貢献できる人材を養成する教育研究拠点をみなとみらい地区に設置することは、地域貢献、国際発信や交流の促進という観点からも必要性が認められる。本学附設の研究組織である人文学研究所及び言語研究センターとのより強固な連携を図るとともにみなとみらい地区の芸術文化施設、国際機関、教育機関等とも協力しながら、学生の体験活動や研修、みなとみらい地区の文化財の研究や保護等を通して、地域振興への貢献も期待される。

新たに設置する日本文化専攻の教育研究上の目的は、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野に関する優れた専門知識と研究能力の涵養である。学生がよりグローバルな視野から日本の諸側面を研究することが可能となり、日本を取り巻く諸地域との比較研究や諸地域の学際的な研究との融合も実現できる。より具体的な教育研究上の目的として、日本文化専攻博士前期課程では、高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけて、国際的な場において、専門的職業人、教育者、研究者として活動できる人材の育成を目的とする。また、日本文化専攻の基礎となる国際日本学部日本文化学科に中学校・高等学校教諭一種免許状（国語）に係る課程を設置していることから、日本文化専攻においても、これに接続する形で、中学校・高等学校教諭専修免許状（国語）に係る課程を設置し、修士の学位を有する資質の高い教員の育成を行う。博士後期課程では、高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育のいずれかの分野に関する高度な専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけて、国際的な場において、専門的職業人、教育者、研究者として活動できる人材の育成を目的とする。

(2) 人文学研究科日本文化専攻で養成する人材像及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

① 博士前期課程

日本文化専攻博士前期課程のカリキュラムにしたがって所定の単位を修得し、提出した修士論文が専攻内規に則って審査され合格した者は、以下の能力を身につけていると判断され、修士（文学）の学位が授与される。

ア 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する専門的知識及びそれを幅広い視野から社会的な問題と結びつける力を身につけている。

イ グローバル化に伴う社会変化に適応する柔軟性と行動力を身につけている。

ウ 日本語を的確に運用しコミュニケーションを図る力を身につけている。

エ 異なる文化的背景を持つ人々と積極的に交流し、相互理解を深める力を身につけている。

オ 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけ、応用する力を身につけている。

カ 専門職、教育職、研究職に必要な思考力と、産業界、教育界、学界に



において国際的に活躍できる力を身につけている。

## ② 博士後期課程

日本文化専攻博士後期課程のカリキュラムにしたがって所定の単位を修得し、提出した博士論文が専攻内規に則って審査され合格した者は、以下の能力を身につけていると判断され、博士（文学）の学位が授与される。

ア 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育のいずれかの分野における高度な専門知識を身につけている。

イ グローバル化に伴う社会変化に適応する柔軟性と行動力を身につけている。

ウ 自律的な思考力、既存の理論や学説に対する批判的精神を身につけている。

エ 日本語を的確に運用し、積極的にコミュニケーションを図る力を身につけている。

オ 世界の動向を注視しつつ、異なる文化的背景を持つ人々と積極的に交流し、相互理解を深める力を身につけている。

カ 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育のいずれかの分野における優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づける力を身につけている。

キ 専門職、教育職、研究職に必要な思考力と、産業界、教育界、学界において国際的に活動できる力を身につけている。

## 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

日本文化専攻は、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野に関する優れた専門知識と研究能力の涵養を目的とすることから、国際的な通用性も考慮し、専攻の名称及び学位の名称を次のとおりとする。

### (1) 専攻の名称

日本文化専攻 Course of Japanese Cultural Studies

### (2) 学位の名称

修士（文学） Master of Literature

博士（文学） Doctor of Literature

## 3 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程表編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

#### ① 博士前期課程

日本文化専攻の博士前期課程は、高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門

知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけて、国際的な場において、専門的職業人、教育者、研究者として活動できる人材を育成するために、以下のような教育課程を編成している。

#### ア 教育課程の編成・実施

(ア) 学士課程教育との接続に配慮しつつ、日本語の運用能力を一層高め活用しながら、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野について理論的に探究する能力、さらにはそれを幅広い視野の下に位置づけ応用する能力を身につけられるカリキュラムを提供している。

(イ) 講義科目では、「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「日本思想」「国語教育学」という研究領域に区分してカリキュラムを編成し、各研究領域における専門的知識や研究動向を体系的に学ぶことができるよう科目を配置している。

(ウ) 修士論文指導のための演習科目を開講し、学生は同一教員の演習を1年次から連続して履修する。この演習では、自ら研究課題を設定し研究活動を行うための資料収集や文献読解、データ分析等の丹念な指導を提供している。

#### イ 教育の方針と評価

(ア) 講義科目では、各学問分野の専門知識や研究方法を体系的に学ぶため、学生自らが設定した研究課題に必要な講義科目を選択的に履修できる。学生の自律的思考と問題発見能力を尊重し、ディスカッションを通してコミュニケーション能力の向上を図るとともに、問題解決の方策を主体的に模索、構築していく力を培う。演習科目（「修士論文指導演習 I～IV」）では、修士論文作成へ向けた指導やプレゼンテーション能力を向上させる指導を行う。

(イ) 修士論文の作成過程において、公開形式による中間報告会を実施する。論文の進捗状況を確認し、問題点や今後の課題などの指摘を含めた適切な指導を行う。

(ウ) 修士論文の審査には、3名の教員による口頭試問を実施し、適正な評価がなされる。

(エ) 単位制度の実質化を図り、成績評価の基準を明確化する。

#### ② 博士後期課程

日本文化専攻の博士後期課程は、高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育のいずれかの分野に関する高度な専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけて、国際的な場において、専門的職業人、教育者、研究者として活動できる人材を育

成するために、以下のような教育課程を編成している。

#### ア 教育課程の編成・実施

- (ア) 修士課程教育との接続に配慮しつつ、日本語の運用能力を一層高め活用しながら、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育のいずれかの分野について理論的に探究する能力、さらにはそれを幅広い視野の下に位置づけ応用する能力を身につけられるカリキュラムを提供している。
- (イ) 講義科目では、「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「日本思想」「国語教育学」という研究領域に区分してカリキュラムを編成し、各研究領域における専門的知識や研究動向を、学生自らの研究課題に沿う形で深く学ぶことができるよう科目を配置している。
- (ウ) 博士論文指導のための演習科目を開講し、学生は同一教員の演習を1年次から連続して履修する。この演習では、自ら研究課題を設定し研究活動を行うための丹念な指導と、学内外の研究活動の場における研鑽が得られるような機会を積極的に提供している。

#### イ 教育の方針と評価

- (ア) 講義科目では、各学問分野の高度な専門知識を体系的に学ぶため、学生自らが設定した研究課題に必要な講義科目を選択的に履修できる。学生の自律的思考と問題発見能力を尊重し、指導教員とのディスカッションを通してコミュニケーション能力の向上を図るとともに、問題解決の方策を主体的に模索、構築していく力を培う。演習科目（「博士論文指導演習Ⅰ～Ⅵ」）では、実践的な研究能力を養い、博士論文作成へ向けた指導やプレゼンテーション能力を向上させる指導も行う。
- (イ) 博士論文の作成過程において、公開形式による中間報告会と予備審査を実施し、高度な専門知識、独創性と学際性を持った論文作成ができるよう適切な指導を行う。
- (ウ) 博士論文の審査には、5名の教員による論文審査と公聴会を実施し、厳格な評価を行う。
- (エ) 単位制度の実質化を図り、成績評価の基準を明確化している。

(資料1) カリキュラムマップ

#### (2) 教育課程編成の考え方

日本文化専攻では、日本に関する諸分野の高度な専門知識や研究能力を身につける講義科目と学位論文作成のための指導を行う演習科目による専門教育を2本の柱とし、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日 中央教育審議会）の趣旨

も踏まえて、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修させるなど、関連する分野の基礎的素養を涵養することのできる教育課程を編成している。

学生は、専攻内で演習の指導を受ける主たる指導教授を選び、自ら設定した研究課題に必要な講義科目を「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「日本思想」「国語教育学」の研究領域(科目区分)に設定された講義科目の中から選択的に履修する。主たる指導教授の講義科目は必修とし、それ以外に講義6科目12単位以上履修する。学位論文作成のため、博士前期課程においては、主たる指導教授が担当する「修士論文指導演習Ⅰ～Ⅳ」(4セメスター)を2年間にわたり8単位を修得し、博士後期課程においては、主たる指導教授が担当する「博士論文指導演習Ⅰ～Ⅵ」(6セメスター)を3年間にわたり12単位修得する。学生自らが設定した学問分野、研究課題に応じて、他の専攻の講義科目も修得することができ、それによって当該学問分野を体系的に研究することが可能である。

#### 4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

##### (1) 教育方法

授業期間は、試験期間を除いて28週(1コマにつき100分の授業時間)を原則とし、2学期制としている。授業科目は、その内容に応じて講義、演習のいずれかの形態をとっている。講義科目としては、「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「日本思想」「国語教育学」の研究領域に分けて科目を設定し、各分野の専門知識や研究方法を学び、授業でのディスカッションやレポート等の課題作成を通して、学生の自律的思考や問題発見能力を尊重しつつ問題解決の方策を主体的に模索する力の涵養を図る。学生が専攻する研究分野に必要とされる講義科目を他の専攻の講義科目から履修することもできるようにし、当該分野の研究を系統立てて行えるようにする。

演習科目として、博士前期課程では「修士論文指導演習Ⅰ～Ⅳ」を、博士後期課程では「博士論文指導演習Ⅰ～Ⅵ」を設置し、学位論文の作成に向けて、調査研究の実施とその結果発表、先行研究の総括と批判的考察、データ分析とその結果発表などを含めより実践的な研究活動を行うとともにプレゼンテーション能力の向上を図ることとしている。

なお、学位論文作成に関連する研究活動については、博士前期課程では2年間にわたり主たる指導教授が担当する「修士論文指導演習Ⅰ～Ⅳ」を8単位、博士後期課程では3年間にわたり主たる指導教授が担当する「博士論文指導演習Ⅰ～Ⅵ」を12単位修得することとしている。単位数については、大学院設置基準第15条で準用することとされている大学設置基準第21条の規定に基づき、「神奈川大学大学院学則」においても「1単位の授業科目

を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」ことを定めており、これに準じて計算している。半期1セメスターの研究活動にかかる授業時間が30時間、授業外の予習・復習のための60時間を合わせて90時間、即ち2単位の履修時間となる。博士前期課程2年の履修期間（4セメスター）で合計8単位、博士後期課程3年の履修期間（6セメスター）で合計12単位の履修時間となり、学位論文作成のための研究活動に関して単位を授与するのに妥当な単位数である。

（資料2）履修モデル

## （2）履修指導の方法

講義科目の履修、演習科目の履修による学位論文作成に関する研究活動、学位論文審査を段階的かつ継続性を持って行うことによって学生を学位授与へと円滑に導くために、組織的な履修指導体制の整備を図ることとする。具体的には以下の履修指導を行うこととする。

### ア 履修オリエンテーション、ガイダンス等の実施

各年度初めにオリエンテーション、ガイダンス及び指導教授による個別履修相談を実施することにより、入学から修了までの継続的な履修指導を実践する。

### イ 履修モデルの提示

日本語学、日本文学、日本文化学、日本思想、国語教育学のうちから学生が志望する研究領域に関して、系統立った科目履修が可能となるよう典型的な履修モデルを提示する。

### ウ 授業計画・オフィスアワーの明示

学生が主体的に学習に取り組めるよう、各授業科目の学習目標、授業計画、授業方法、成績評価方法に加えて、事前学習・事後学習を盛り込んだシラバスを明示する。また、シラバスにオフィスアワーの情報も記載することによって、各教員の個別指導の時間を確保する。

## （3）研究指導の方法

博士前期課程及び博士後期課程ともに、入学後に決定された2名の指導教授（うち、1名が主たる指導教授）の指導に基づき、学位論文作成に向けた研究指導を研究課題の設定及び研究計画の策定をもって開始する。

### ① 博士前期課程

#### ア 1年次

年度初めに主たる指導教授を決定し、その指導教授の指導に基づき研究計画を策定し、それに基づき履修する授業を決定する。

#### イ 2年次

（ア）修士論文計画書を提出し、専攻全体でこれを確認する。

(イ) 修士論文中間報告会にて、修士論文の進捗状況、研究調査やデータ収集の成果、先行研究の総括なども含めて発表し、質疑応答の場で、教員及び学生の質問やコメントに答える。専攻全体で評価を行う。

(ウ) 修士論文最終試験を実施する。主査1名、副査2名からなる審査委員会を設置し、修士論文に関する口述試験を行う。

## ② 博士後期課程

### ア 1年次

(ア) 年度初めに主たる指導教授を決定し、その指導教授の指導に基づいた授業履修計画を策定する。

(イ) 博士論文作成、論文投稿や学会発表などを含む研究全般に関する研究計画を策定する。

### イ 2年次

博士論文中間報告会にて、博士論文の進捗状況、研究調査やデータ収集の成果、先行研究の総括や批判的考察、研究の独創性なども含めて発表し、質疑応答の場で、教員及び学生の質問やコメントに答える。専攻全体で評価を行う。

### ウ 3年次

(ア) 博士論文計画書を提出する。専攻全体でこれを確認する。

(イ) 博士論文予備審査を実施する。博士論文の進捗状況や研究成果についての発表を行い、質疑応答の場で、教員及び学生の質問やコメントに答える。

(ウ) 博士論文最終試験を実施する。主査1名、副査4名からなる審査委員会を設置し、博士論文に関する口述試験を行う。

(エ) 公聴会を実施する。博士論文の成果に関する公開での発表を行う。

## (4) 学位論文審査体制

学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査については、「神奈川大学大学院学則」の定めるところにより研究科委員会が行うこととする。研究科委員会は、「神奈川大学学位規程」に基づき、学位論文の審査委員として、人文学研究科の担当教員のうちから主査1名及び副査2名以上（主査は日本文化専攻担当教員に限る）を選定する。

審査委員は学位論文の審査等を行うこととし、学位論文提出者の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目についての口述試験により実施することとしている。

なお、研究科委員会は、審査委員の報告に基づき審議を行い、学位を授与すべきか否かを決議することとしている。学長は、研究科委員会の審議結果

に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。また、研究科委員会は、学位論文提出者に対して学位論文発表会を開催し、提出者にその論文内容の報告を求めることとしている。

#### (5) 研究倫理審査体制

研究倫理審査体制については、「神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程」に基づき、「研究倫理委員会」を置くこととしており、人文学研究科委員長がその委員となる。研究倫理委員会は、研究者の研究倫理意識を高めるために必要なコンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに研修等の実施及び内容に関する審議、不正行為等に関する予備調査の実施等を行う。人を対象とする研究に係る倫理審査については、「神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」に基づき審査を行うこととしている。

研究倫理委員会は、研究推進部に不正行為等についての相談及び通報が提出された場合、その通報の内容の合理性を判断するとともに、当該内容が不正行為等に関わるもので、当該内容が客観的かつ合理的な根拠に基づくものであると判断されるときは、不正行為等に関する予備調査を行い、その結果を学長に報告することとしている。

学長は、予備調査の結果、不正行為等の事実の有無を確認する必要があると報告を受けたときは、不正行為等調査委員会を設置する。不正行為等調査委員会は、不正行為等の有無及び内容並びに関与した者及びその関与の程度について調査を実施し、研究費の不正使用のときには、その相当額等についても調査を実施する。調査委員会は、通報者からの説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的根拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行い、不正行為等の認定が終了したときは、直ちに学長に報告することとしている。

学長は、通報者、調査対象者に認定結果を通知し、必要な場合は、関係省庁に対して報告するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関についても、その旨通知することとしている。また、学長は、不正行為等の認定結果を理事長、調査対象者の所属する大学院研究科の委員長に通知し、学内諸規程に則った懲戒処分を含む適切な措置を求めるものとしている。不正行為等に関与した者に対して処分が科されたときは、学長は、被認定者に対して研究費の使用中止を命じたり、論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告したりすることとしている。また、不正行為等の事実が認定されず、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならないこととして

いる。

## (6) 修了要件

### ① 博士前期課程

#### ア 修了要件

博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、履修方法にしたがって32単位以上を修得（修業年限の短縮が認められた者は、本研究科に1年以上在学し、32単位以上を修得）し、かつ指導教授から必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

#### イ 修士論文評価基準

博士前期課程の修士論文評価基準は、以下の通りとする。

- (ア) 当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、必要に応じて当該研究領域における問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- (イ) 申請された学位に対して研究テーマの設定が妥当なものであるか、論文作成に当たって、そのテーマを踏まえた明確な問題意識を有しているか。
- (ウ) 論文の記述（本文、図、表、引用、文献リストなど）が適切かつ十分であり、明瞭にして一貫した論理構成を備え、明確かつ妥当な結論を得ているか。
- (エ) 外国語文献読解や外国における調査を踏まえた論文については、外国語の解釈、運用が的確であるか。
- (オ) 当該研究領域において、理論的あるいは実証的な見地から、一定レベル以上の水準に達しているか。

### ② 博士後期課程

#### ア 修了要件

博士後期課程の修了要件は、本研究科の博士後期課程に3年以上在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

#### イ 博士論文評価基準

博士後期課程の博士論文評価基準は、以下の通りとする。

- (ア) 研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の各分野において活躍しうるすぐれた研究能力と豊かな学識が身に付いているか。
- (イ) 適切なテーマ設定が行われ、明確な問題意識に基づき、的確な方法によって研究がなされているか。
- (ウ) 論述の展開において明確かつ緻密な論理性を備えるとともに、学術



論文にふさわしい記述方法が選択され、かつ明瞭にして妥当な結論が得られているか。

(エ) 当該研究領域において、論文は一定レベル以上の水準に達しているか。

(オ) 当該研究分野において何らかの貢献をなしたか、又は新たな知見を付け加えることができたか。

(カ) 当該研究分野において論文は独創的なレベルに達しているか。

(資料3) 修了までのスケジュール

## 5 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

### (1) 基礎となる学部との関係

日本文化専攻は、現行の外国語学研究科、欧米言語文化専攻内の国際日本文化研究コースを基盤とし、それを発展的に独立させた専攻である。これまで設置されていた日本に関する授業科目、即ち、近現代日本文化研究、日本中世芸能論、日本倫理思想史、国際日本学に加え、日本語学（現代語及び古典語における音韻、文法、語彙）、日本文学（古典、近現代、漢文学）、日本文化学（近現代の表現文化、近世以前の浮世絵、歌舞伎）、国語教育学の研究分野に関する授業科目が設置されることによって、日本に関する研究をより包括的かつ多角的な視点から行うことが可能となる。

日本文化専攻は、国際日本学部日本文化学科を基礎とする専攻である。本専攻博士前期課程では、日本文化学科の日本語学、日本文学、日本文化・表象といった学問分野を継承し、日本に関する諸分野を理論的に探究する能力、さらにはそれを幅広い視野の下に位置づけながら応用する能力を身につけることを目指した専攻となる。また、日本文化学科に設置されている教員免許状（国語）に接続する形で、国語科の専修免許状取得のための課程を設置することにより、国語科教員養成のための教育を継続的に行うことも可能になる。

さらに、本専攻博士前期課程は、国際日本学部国際文化交流学科内の国際日本学コースや同学部歴史民俗学科の卒業生の受け皿ともなる。国際日本学コースでは、学際的な観点から日本の文学、芸術文化、歴史、宗教などを理解することを目的としており、本専攻博士前期課程は各々の分野をより専門的かつ体系的に研究する場を提供することになる。また、歴史民俗学科の卒業生は主に歴史民俗資料学研究科へ進学することになるが、本専攻の教育研究の柱である日本語学、日本文学、日本文化、日本の思想・宗教に関心を持つ学部生もおり、そうした学生が継続してこれらの分野を研究する場を、歴史民俗資料学研究科とは補完的に、本専攻が提供することになる。

## (2) 博士前期課程と後期課程との関係

日本文化専攻博士後期課程は、本専攻博士前期課程（修士課程）を基礎とする課程である。博士前期課程において設置されている研究領域のうち、日本語学、日本文学、日本文化学、日本思想、国語教育学の研究領域をより専門的かつ包括的に探究する能力、それをより幅広い視野の下に位置づけながら応用する能力を身につけるとともに、自律的な思考力、既存の理論や学説に対する批判的精神、グローバル化に伴う社会変化に適応する柔軟性と行動力をも身につけることを目指し、国際的な場において、専門的職業人、教育者、研究者として活動できる人材を育成する課程となる。

また、本専攻博士後期課程は、人文学研究科の欧米言語文化専攻ないしは中国言語文化専攻博士前期課程の学生の受け皿にもなる。欧米言語文化専攻ないしは中国言語文化専攻博士前期課程で培った学問研究の成果を日本という地域に応用したり、欧米諸地域ないしは中国・東アジア地域と日本との比較研究という形で発展させたりする場を提供することになる。

日本文化専攻を中心とした人文学研究科と基礎となる学部との関係図、及び博士前期課程と後期課程との関係図については、以下に資料を添付する。

（資料4）人文学研究科日本文化専攻と基礎となる学部等との関係図

## 6 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

日本文化専攻の博士前期課程においては、社会人学生が現職での勤務と大学院での学修の両立ができるよう便宜を図るため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による教育を実施する。

### (1) 修業年限

博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、博士前期課程においては、長期履修学生制度を導入しているため、願い出により通常2年間で修了する課程を最長4年間とすることができる。

### (2) 履修指導及び研究指導の方法

オリエンテーション、ガイダンス及び指導教授による個別履修相談を実施することにより、入学から修了までの継続的な履修指導を実践する。

### (3) 授業の実施方法

授業の実施については、原則として平日日中開講とするが、就業しながら大学院での教育を受ける社会人の授業履修を支援するために、状況に応じて夜間での科目開講が可能となるよう配慮する。

### (4) 教員の負担の程度

日本文化専攻の専任教員は全員が基礎となる国際日本学部の教員を兼ねることになるが、一部の教員に過重な負担とならないよう授業担当状況

等も踏まえ、研究科全体で担当時間の調整を行い、授業時間割を編成できるようにする。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

みなとみらいキャンパスの図書館は月曜日から土曜日の午前8時50分から午後21時30分まで開館しており、学生が昼夜、夜間いずれも利用可能であるが、電子ジャーナル等については場所や時間帯に限らず、リモートで利用できる環境を提供している。

また、他研究科や学部生と同様に学生食堂やカフェ、グローバルラウンジをはじめとしたソーシャルコモンズの利用が可能であることに加えて、日本有数の巨大ターミナル駅である横浜駅が最寄り駅の一つとなるため、夜間開講に際しての不便はない。

事務体制については、昼間、夜間の交代勤務をとり、教員だけでなく必要な職員も適切に配置することで、教育研究上の支障がないように対応する。

(6) 入学者選抜の概要

入学者選抜の概要は、「8 入学者選抜の概要」に記載したとおりである。

7 取得可能な資格

日本文化専攻において取得可能な資格とその取得条件等は、次のとおりである。

資格・免許の種類	取得条件等
中学校教諭専修免許状（国語）	中学校教諭専修免許状（国語）の教職課程の履修を通じて必要な科目を修得し、基礎資格を有することで、免許状の所要資格を満たすことにより取得することができる。
高等学校教諭専修免許状（国語）	高等学校教諭専修免許状（国語）の教職課程の履修を通じて必要な科目を修得し、基礎資格を有することで、免許状の所要資格を満たすことにより取得することができる。

## 8 入学者選抜の概要

### (1) 受入方針（アドミッション・ポリシー）

日本文化専攻の入学者受入方針は以下の通りである。

#### ① 博士前期課程

##### ア 大学院教育によって培う能力

(ア) 本専攻が取り扱う日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の各々の学問分野に関する専門知識と基礎的な研究能力を身につける。

##### イ 本研究科の求める入学者

(ア) 本専攻が取り扱う学問分野に必要な基盤となる日本語の運用能力を備えている人

(イ) 本専攻が取り扱う学問分野に必要な基礎知識を有する人

##### ウ 大学までの能力に対する評価（選抜方法）

(ア) 研究に必要な基盤となる日本語の運用能力と、各々の学問分野に関する基礎的な知識の有無、及び研究に臨むに当たっての意欲の高さを基準に選考する。

#### ② 博士後期課程

##### ア 大学院教育によって培う能力

(ア) 本専攻が取り扱う日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の各々の学問分野に関する高度な専門知識と優れた研究能力を身につける。

##### イ 本研究科の求める入学者

(ア) 本専攻が取り扱う学問分野に必要な高度な日本語の運用能力を備えている人

(イ) 本専攻が取り扱う学問分野に必要な高度な専門知識と優れた研究能力を有する人

##### ウ 博士前期課程までの能力に対する評価（選抜方法）

(ア) 研究に必要な高度な日本語の運用能力と、各々の学問分野に対する高度な専門知識の有無及び研究に臨むに当たっての意欲の高さを基準に選考する。

### (2) 選抜方法

入学者選抜の実施方法としては、日本文化専攻のアドミッション・ポリシーを踏まえた上で、教育機会の拡大と多様な学生の受入に積極的に対応すべく、博士前期課程については、特別選考、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人特別入学試験により選抜することとする。高度な専門知識を涵養する博士後期課程については、一般入学試験により選抜することとする。

る。日本文化専攻の募集人員は、博士前期課程3名、後期課程1名とする。

① 博士前期課程

ア 特別選考

実施時期：秋季入試 9月上旬、春季入試 2月中旬

特別選考は、神奈川大学外国語学部又は国際日本学部を卒業見込みの者、ないしは当該学部を5年以内に卒業した者で、日本文化専攻所属教員の推薦に基づき成績が特に優秀な者の筆記試験を免除するものであり、成績証明書及び志望理由書に基づく書類審査に加えて、口述試験を課すことにより、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的かつ総合的に評価する。

イ 一般入学試験

実施時期：秋季入試 9月上旬、春季試験 2月中旬

一般入学試験は、特別選考の対象外となる一般の志願者を対象として多様な学生の能力を評価することとし、筆記試験としての専門分野に関する試験及び語学試験に加えて、口述試験を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

ウ 外国人留学生入学試験

実施時期：秋季入試 9月上旬、春季入試 2月中旬

外国人留学生入学試験は、日本文化に強い関心を持つ外国人、外国政府その他より委託された者、学術交流協定等により派遣された者を対象としており、筆記試験としての専門分野に関する試験及び日本語（小論文）試験に加えて、口述試験を課すことで、高度な日本語運用能力を有し、本専攻が扱う日本に関する学問分野を研究する能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

外国人留学生の日本語能力については、日本語学校又は日本の大学等の教員が作成した日本語能力評価表を出願書類として提出させ、大学院での教育研究を行うのに十分な日本語運用能力があるかどうかを判断することとし、筆記試験及び口述試験においてもこれを確認する。また、留学にかかる資金計画についても経歴書に記載させ、在留の資格、在留カード番号等が明記された住民票も出願の際に提出させることとしている。

さらに、博士前期課程において多様な履修形態を提供することを目的として、長期履修制度を導入している。これは、学生からの申請により通常2年間で修了する課程を4年間で計画的に履修するものであり、学費についても通常の学費を4年間で分割することによって年間の学

費負担を抑制することができ、外国人留学生の大学院での学修を支援することとなる。

#### エ 社会人特別入学試験

実施時期：秋季入試 9月上旬、春季入試 2月中旬

社会人特別入学試験は、大学院に対する社会的ニーズが多様化している現代社会に対応した入試であり、大学を卒業し、企業・学校・官公庁等に勤務し、又は家事等に従事するなど2年以上の社会的経験を持つ社会人を対象としている。筆記試験としての専門分野に関する試験及び小論文に加えて、口述試験を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心、研究計画等を総合的に評価する。

社会人の入学を促進するとともに就業しながら大学院での教育を受ける者の授業履修を支援するために、博士前期課程においては昼夜開講制度を導入することとしており、状況に応じて夜間での科目開講が可能となるよう配慮する。

また、博士前期課程において多様な履修形態を提供することを目的として、長期履修制度を導入している。これは、学生からの申請により通常2年間で修了する課程を4年間で計画的に履修するものであり、学費についても通常の学費を4年間で分割することによって年間の学費負担を抑制することができ、社会人学生の大学院での学修を支援することとなる。

### ② 博士後期課程

#### 一般入学試験

実施時期：春季入試 2月中旬

成績証明書及び志望理由書に基づく書類審査に加え、修士論文審査によって博士前期（修士）課程における研究実績を評価するとともに、語学試験及び口述試験によって、入学者の受入方針に基づく入学志願者の高度の日本語運用能力、高度な専門知識と優れた研究能力のみならず、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

### (3) 選抜体制

特別選考については、人文学研究科運営委員会が書類審査を行い、筆記試験を免除するかどうかの判定を行う。一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人特別入学試験の筆記試験については、試験問題を作成する作問委員会が採点を行い、口述試験については、入学志望者が希望する学問分野を考慮して編成される審査委員会が判定を行う。入学志望者の合否判定は、審査委員会の議を経て研究科委員会が行うこととする。

#### (4) 入学者選抜の判定方法

##### ① 博士前期課程

日本文化専攻博士前期課程における入学者の受入方針に対する判定については、アドミッション・ポリシーに対して、次の通り行うこととする。

ア 本専攻が取り扱う学問分野に必要な基盤となる日本語の運用能力については、一般入学試験においては志望理由書による審査及び口述試験において判定する。また、外国人留学生入学試験においては、日本語（小論文）試験により、社会人特別入学試験においては、小論文試験により判定する。

イ 本専攻が取り扱う学問分野に関する基礎的な知識の有無については、筆記試験（専門分野に関する試験及び語学試験）において判定する。「人文学研究科博士前期課程入学者選考基準」に基づき、筆記試験1科目（100点満点）50点を最低合格点とする。

ウ 研究に臨むに当たっての意欲の高さについては、志望理由書及び口述試験において判定する。

##### ② 博士後期課程

日本文化専攻博士後期課程における入学者の受入方針に対する判定については、入学者の受入方針に対して、次の通り行うこととする。

ア 本専攻が取り扱う学問分野に必要な高度な日本語の運用能力については、志望理由書による書類審査、修士論文審査、口述試験において判定する。

イ 本専攻が取り扱う学問分野に必要な高度な専門知識と優れた研究能力については、志望理由書、修理論文審査、語学試験に加えて、口述試験において判定する。

ウ 研究に臨むに当たっての意欲の高さについては、志望理由書及び口述試験において判定する。

#### 9 教員組織の編制の考え方及び特色

##### ① 博士前期課程

日本文化専攻博士前期課程の教員組織については、教育課程の編成を踏まえた上で、研究上の優れた知識と実績を有する教員を配置している。具体的には、国際日本学部日本文化学科に所属し日本文化研究を専門とする専任教員8名（うち、教授5名、准教授3名）を配置する。この8名全員が博士号を取得しており、これによって、研究科全体の教育研究水準を向上させるとともに、他の専攻所属の教員と連携することによって教育研究の活性化につながることになる。また、日本文化専攻の教育研究を充実させるため

に非常勤講師2名を配置する。

また、年齢構成においても、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮した教員組織としており、令和6年4月の開設時における年齢構成は、40代2名、50代3名、60代3名からなるバランスのとれた専任教員の構成となっている。

なお、専任教員の定年については、「就業規則施行細則」において3月31日時点で70歳と定めており、非常勤講師の年齢制限は「非常勤講師の任用等に関する規程」において73歳まで（ただし、必要と認められた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳まで）と定めている。

日本文化専攻が研究対象とする学問分野は、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育である。日本語学（現代語及び古典語における音韻、文法、語彙）、日本文学（古典・近現代）、日本文化学（近現代の表現文化、近世以前の浮世絵、歌舞伎）、日本思想（近世以前の思想、宗教）、国語教育学を専門とする専任教員が各々の専門分野の教育研究を行う。また、日本の思想（近現代）及び漢文学については、非常勤講師が担当する。

## ② 博士後期課程

日本文化専攻博士後期課程の教員組織については、教育課程の編成を踏まえた上で、研究上の優れた知識と実績を有する教員を配置している。具体的には、国際日本学部日本文化学科に所属し日本文化研究を専門とする専任教員8名（うち、教授5名、准教授3名）を配置する。この8名全員が博士号を取得しており、これによって、研究科全体の教育研究水準を向上させるとともに、他の専攻所属の教員と連携することによって教育研究の活性化につながることになる。

また、年齢構成においても、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮した教員組織としており、令和6年4月の開設時における年齢構成は、40代2名、50代3名、60代3名からなるバランスのとれた専任教員の構成となっている。

日本文化専攻が研究対象とする学問分野は、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育である。日本語学（現代語及び古典語における音韻、文法、語彙）、日本文学（古典・近現代）、日本文化学（近現代の表現文化、近世以前の浮世絵、歌舞伎）、日本思想（近世以前の思想、宗教）、国語教育学を専門とする専任教員が各々の専門分野の教育研究を行う。

（資料5）就業規則施行細則

（資料6）非常勤講師の任用等に関する規程



## 10 研究の実施についての考え方、体制、取組

### (1) 研究の実施についての考え方

大学院教育を根底から下支えするのは教員の研究活動であり、日本文化専攻所属教員は自らの学問分野において研究課題を設定し、調査・研究を通して課題を究明し当該学問分野の発展を目指して日々研鑽を積み、その成果を大学院教育に還元することとしている。日本文化専攻としては、人文学研究科の他専攻とも協力しながら、各教員の研究活動を支援し、研究を推進させる体制づくりに努めることとする。また、本学附設の研究組織である人文学研究所及び言語研究センターと強固な連携をとることによって、各教員や共同研究グループ、専攻及び研究科の研究活動を強化することとしている。

人文学研究科は、学部からの講師を招いた講演会及び研究科内の談話会を年に数回開催してきており、日本文化専攻もこの活動に参加するばかりでなく、企画・運営にも積極的に携わることによって、各教員の研究水準の向上を目指すとともに研究活動の活性化を図ることとする。研究活動の成果発表については、研究科紀要『言語と文化論集』を年1回刊行することによって、研究成果を公開する場を提供している。

共同研究グループによる調査・研究活動の支援を行う人文学研究所・言語研究センターとの連携も大学院にとって極めて重要である。既に日本文化専攻所属教員は代表者あるいはメンバーとして複数の共同研究グループを運営してきている。具体的には「各国近代文学の研究」「芸術（アート）と物語の交雑/発信力」「自然観の東西比較」「国際日本研究」「日中韓対象言語研究」といった共同研究グループである。共同グループの調査・研究活動の成果は、『神奈川大学人文学研究叢書』『人文研究所報』『人文研究』、あるいは『神奈川大学言語研究』などの出版物を通して一般公開され、研究成果を地域や社会に還元するとともに広く学術の展開の発展に貢献することが期待できる。

日本文化専攻、人文学研究科他専攻、及び人文学研究所・言語研究センターが有機的な繋がりを持ちながら、教員個人や共同研究による調査・研究活動を実施することによって、日本文化専攻の研究活動の充実を図ることとする。

### (2) 研究の推進のための体制

神奈川大学においては、組織運営体制を整備して学術研究を推進するために「総合学術研究推進委員会」を設置し、学長が委員長となり学術研究の推進に係る自己点検・自己評価等を行っている。推進委員会の基本方針の下に、学術研究の向上及び充実に関する具体的事項を審議するため「研究

委員会」を置き、研究所の研究環境の改善、自己点検・自己評価を行い、必要に応じて推進委員会にて審議を行い適切な運営を行っている。学術褒賞制度や共同研究奨励助成金制度、国際交流（学術）事業の公募制、研究所客員教授制度やプロジェクト研究所制度などの仕組みを構築している。

また、総合学術推進委員会を所管する研究推進部には、産学官連携課を置き、産学官連携活動の強化を行っている。課内に産学官連携コーディネータ、知財コーディネータを配置し、企業、自治体、地域団体等との積極的な連携活動により社会課題の解決に資する受託・共同研究の企画や支援を行うとともに、研究成果の社会実装を目指すべく知的財産の権利や技術移転による社会実装の具現化を推進している。

さらに、研究推進部研究推進課は、研究活動の支援やさらなる発展を目的とする研究費、学内資金及び外部資金の種類や留意点などの紹介、研究費申請の支援、研究費の管理等を行っている。また、科学研究費助成事業や受託研究等外部資金の受け入れ状況等の情報は、総合学術研究推進委員会を通して研究科委員会に報告され、日本文化専攻所属教員が把握することができる体制となっている。

## 1.1 施設・設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

人文学研究科日本文化専攻を設置する本学のみなとみらいキャンパスは、神奈川県横浜市西区に位置し、現在、校地面積は、約7,848㎡を有している。校舎敷地面積は約43,635㎡で、体育施設としてはアリーナやトレーニングルーム等を備えているとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

### (2) 校舎等施設の整備計画

本学のみなとみらいキャンパスについては、地下1階・地上21階建ての高層棟と地上3階建ての低層棟の2棟の校舎等施設となっており、主な教室等として、講義室53室、演習室47室、情報処理室2室の他、教員研究室155室(共同研究室6室含む)、非常勤講師室、図書館、ラーニングコモンズ、会議室、事務室、保健室、学生自習室、礼拝室、学生食堂などを整備している。

日本文化専攻の設置に伴う校舎等施設の整備計画については、講義室、演習室を含めて既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、他研究科や学部と利用する時間が重複することのないよう、配慮して授業を開講することとしている。

また、本専攻の専任教員には、個室の研究室（1室あたり約21㎡）が割り当てられており、学生がオフィスアワー等に来室した場合に、学生のプライバシーが保たれるような環境が整備されている。

大学院生には、みなとみらいキャンパス17階に約58㎡の院生研究室を整備する。インターネット環境を整えた室内には、収容定員分の机、椅子、パーテーション(間仕切り)及び共用の書架とプリンターを設置する。なお、PCについては各自が持参するものとするが、PCを所有していない学生に対しては大学側で貸与する。さらに、20階にはロッカー室を整備し、収容定員分のロッカーを割り当てることとしている。

設備の整備計画については、現在、既設の学部や研究科等で使用している教具、校具、その他の備品（教育活動に必要なもので、前述に該当しない備品）を有効的に転用することとしている。

（資料7）室内の見取図

### （3）図書等の資料及び図書館の整備計画

神奈川大学図書館は、令和5年3月末現在で、全体として約1,518千点の蔵書を有しており、うち令和3年4月に開設したみなとみらいキャンパスの図書館には、約174千点を所蔵している。これらに含まれる資料は、資産扱いとなる図書、視聴覚資料、製本雑誌である。利用者はキャンパスを問わず、全学の所蔵資料を利用することができる。

雑誌については、13,320タイトル（うち洋雑誌5,139タイトル）を所蔵しているが、現在は利用の面でも電子ジャーナルのニーズが多く、データベースのパッケージ契約により購読できるタイトルを含めると、令和5年3月現在で21,874タイトルである（パッケージの収録タイトル数は出版社やアグリゲーターにより前後することがある。またオープンアクセスでの提供も増えている。）。

電子ジャーナル以外の電子リソースについては、各種データベース、電子書籍等を契約、購入しており、利用者はキャンパス内に限らず、Shibboleth認証（学認）及びVPN接続によりリモートでも利用できる環境を提供している。

人文学研究科が設置されるみなとみらいキャンパスの図書館は、2・3階にある図書館の他に、キャンパス全体が図書館というコンセプトのもと、その学びのテーマに関連するフロアに書架が設置され、資料を配架している。キャンパス全体に図書館の資料を配架している。1階のソーシャルコモンズにはみなとみらいキャンパス所属学部の特色を体現する資料を配架し、本学に来た一般の方も手に取れるように配架している。

様々なフロアに資料を配架しているため、図書館のカウンターに来なくて

も資料の貸出ができるよう、1階に自動貸出機を設置するとともに、スマートフォンによる貸出アプリを全国の大学図書館に先駆けて開発導入し、資料にICタグを貼付し、キャンパス内のどこからでも資料の貸出ができる環境を整えている。

また図書館には学部研究科と図書館を繋ぐリエゾンライブラリアンを学部単位で配置している。貸出業務等をIT化することにより、そのマンパワーを学修支援業務に振り向け、学生のサポートを行っている。

一方、人文学研究科の学生も利用することができ、本学の中央館的役割を担う横浜図書館については、地下に積層書庫を持ち、1階から4階までの閲覧空間を持つ独立した建物（15号館）と、隣接の23号館地下書庫及び27号館書庫で構成されている。横浜図書館は1年に渡る地上階の改修工事を終え、創立100周年に向けた将来構想の一環として、令和4年4月にリニューアルオープンした。単なる復旧的な改修ではなく、21世紀型サービスを効率的に提供できるよう、また学校法人神奈川大学における学園全体の総合学術情報センターとしての役割を果たし得る図書館を目指している。横浜図書館のコンセプトは次のとおりである。

#### ア 主体的な学修を行う空間の設置

主体的な問題発見・問題解決能力の修得を育成する活動を促すため、図書館の1階に設置した「ラーニングHive」では学修スタイルに合わせて利用者が選択できる様々な空間と座席を用意している。また個々の融合により創造できる知を想定し、お互いが交流できリラックスできるようなテラスやラウンジのほか、畳の小上がりスペースを配置している。

#### イ 学内における様々な学修のサポート

学生から教員に至るまでサポートできる体制を整えている。教室、研究室、図書館以外のラーニング・スペースにおける学術資料の活用をサポートしている。

#### ウ 学内外の様々な利用者の受け入れ

社会情勢の変化を踏まえ、施設および資料においてグローバル・ダイバーシティ対応を行い、多様な利用者を受け入れることとしている。また、社会連携として一般公開会員、社会人学生やエクステンションセンター利用者をサポートしている。

#### エ 本学の知を集結させたコンテンツの充実

全学の資料を可能な限り図書館に集約し、横浜図書館がハブとなり他キャンパス含め利用者に円滑に資料提供できるようなシステム一体型の図書館を目指している。

#### オ 時代のニーズに応じ、進化し続ける図書館

学術情報や学修環境に対するニーズは常に変化し続けている。スペースの転用が可能なフレキシビリティの高い空間とし、一度の改修をもって数十年間同じ機能のまま使い続けるのではなく、ニーズに応じて継続的に進歩・発展し続ける図書館を目指している。

なお、神奈川大学図書館は、日本図書館協会や私立大学図書館協会への加盟をはじめ、神奈川県図書館協会、横浜市内大学図書館コンソーシアムの主要メンバーとして活動しており、加えて、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報システム（NACSIS-CAT/ILL）や、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス、国公私立大学図書館から成る大学図書館コンソーシアム連合に参加している。また、神奈川県立図書館等地域図書館との連携も積極的に図っており、KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）に加盟し、神奈川県内の公共図書館及び加盟大学との相互貸借を活発に行っている。

## 1.2 管理運営及び事務組織

### （1）大学院委員会

既設の大学院の教学面における管理運営の体制としては、大学院全体の管理運営を統括する大学院委員会を設置し、「神奈川大学大学院運営規程」の規定に基づき、適切な管理運営を行っている。

大学院委員会の役割は、教学全体の審議機関として、大学院全体に関する重要な事項を審議することとしており、その構成は、大学院委員長（学長）、各研究科委員長及び各研究科から選出された、2～5名の大学院委員会委員で構成され、開催状況は定例的に年間10回程度開催され、審議事項は、大学院学則及び規程の改廃、研究科の設置及び廃止、教員人事、学位授与及び取消し等としている。

（資料8）神奈川大学大学院運営規程

### （2）人文学研究科委員会

人文学研究科の教学面における適切な管理運営を行うことを目的として、発足から現在に至るまで、人文学研究科委員会が開催されており、「神奈川大学大学院人文学研究科規程」に基づき、定例委員会を年間10回程度開催するとともに、同委員会においては、研究科の審議機関として、授業科目担当者・教育課程・修了認定及び学位授与等の議案を審議することとしている。

### （3）人文学研究科博士後期課程専門委員会

人文学研究科博士後期課程の教学面における適切な管理運営を行うことを目的として、発足から現在に至るまで、人文学研究科博士後期課程専門委員会が開催されており、「神奈川大学大学院人文学研究科規程」に基づき、定例委員会を年間10回程度開催するとともに、同委員会においては、研究

科の審議機関として、授業科目担当者・教育課程・修了認定及び学位授与等の議案を審議することとしている。

#### (4) 人文学研究科運営委員会

人文学研究科の運営実務にあたる委員会として、月例で運営委員会を開催している。委員は、研究科委員長に加え、各専攻（欧米言語文化専攻、中国言語文化専攻、日本文化専攻）から各1名を選出している。

#### (5) 事務組織

人文学研究科の運営に関する事務は、現状の所管部署である教育・学生支援部教務課において行う。

### 1.3 自己点検・評価

#### (1) 自己点検・評価の実施体制、活動状況等

本学では、学則第1条に本学の教育研究活動等の目的と自己点検・評価について定めており、自己点検・評価活動を統括するため、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、学長の下に、「神奈川大学自己点検・評価全学委員会」を組織している。委員会では、自己点検・評価に関する資料収集、調査研究及び啓発活動、自己点検・評価の実施計画の策定とその進行管理及び調整、教育研究水準の向上に係るFD・SD及び教学IRに関する事項、下記(2)の自己点検・評価の基本項目について、学部等実施委員会から提出された報告書の集約及びこれに基づく全体の報告書案の作成、第三者評価の実施及びその機関についての検討、その他自己点検・評価活動に必要な事項を審議している。さらに、同委員会の下に、各学部等における組織ごとの自己点検・評価を行うための学部等実施委員会を設置している。

これまでの主な取組として、学部・学科の各種方針の策定や検証、内部質保証における学習成果の可視化の検討、学生による学習状況調査の結果とその結果を踏まえたFD活動、教育運営（シラバスの充実等）の改善、第三者評価機関からの評価結果に対する改善や卒業生アンケート調査の結果分析と改善などについての自己点検・評価活動を行い公表している。

#### (2) 自己点検・評価の基本項目

本学では、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学修成果、学生の受け入れ、教員・教育組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務、などの基本項目について、自己点検・評価を実施することとしている。

#### (3) 第三者評価

本学では、6年毎に自己点検・評価報告書を作成するとともに、認証評価制度に基づき、平成21年度、平成27年度及び令和3年度に、公益財団法人

人大学基準協会による認証評価を受審、基準への適合の認定を受けている。

自己点検・評価結果等については、ホームページに掲載するとともに、同協会から助言を受けた事項に加え、指摘を受けた事項について、その後の改善活動の進捗状況を各組織に求め、その包括的な結果を、ホームページに公開している。

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/accreditation/>

#### 1.4 情報の公表

##### (1) 情報の提供の基本方針

本学では、社会に対する説明責任を果たすことから、積極的な情報の公開に努めてきたところであるが、教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則第172条の2第1項の内容を踏まえたうえで、教育研究活動等のさらなる情報の公表に向けての組織的な取組の強化を図ることとしている。

##### (2) 情報の提供の基本項目

本学における教育研究活動等に関する情報の提供については、大学案内やホームページ等において、次の項目により公表する。

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること。
- イ 教育研究上の基本組織に関すること。
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

なお、上記の情報の提供項目に加えて、学則等各種規程、教育研究活動の情報、教育研究上の目的、自己点検・評価報告書、認証評価結果、事業計画、財政状況、設置認可申請書又は設置届出書、設置計画履行状況報告書等についてもホームページで公表している。

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/>

## 1.5 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### (1) FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動

本学におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を推進するため、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、副学長を所長とする「教育支援センター」に「FD・SD推進部会」を組織している。同センター及び部会では、本学の教育理念並びに各学部・研究科の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し組織的な研修及び研究を実施するFD活動を行っている。

具体的な取り組みとして、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学教職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる新任教員対象FD研修会を開催している。その他、教職員を対象に学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングや障がい学生支援の理解等、教育(授業)改善のためのFD研修会を平成20年度から毎年開催するとともに、平成27年度からは、学生目線で大学教育や学びの実態を把握することを目的として学修状況調査を実施している。また、各学部・研究科が策定するFD活動方針及び年間のFD活動結果の報告書を取りまとめることを通じて、各学部・研究科のFD活動の支援・促進を行っている。

このほか、大学間FD連携としては、平成20年度から全国私立大学FD連携フォーラム及びFDネットワーク“つばさ”に加盟し、会員校と連携してFD活動に取り組んでいる。また、平成27年度からは、横浜市内大学（横浜国立大学及び関東学院大学）とのFD連携包括協定を締結し、FD合同連絡会議及びヨコハマFDフォーラムを開催しており、さらに平成28年度からは、横浜市立大学を加えた横浜4大学によるFD連携へと拡大するなど、学内外における組織的なFD活動を展開している。

### (2) SD（スタッフ・ディベロップメント）活動

大学を取り巻く厳しい状況下において、本学は令和10年に迎える創立100周年に向け、将来構想を実現するために、大学職員としての能力開発を促し、大学職員として一層の資質の向上を図ることを目的に研修を行っている。

具体的な活動として、教職協働で改善を図るためにFD研修会への参加と職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、入職者及び職制別に分類して研修を行っている。その他、大学行政研修、業務推進改革研修及び部課別研修を設け、文教政策や大学を取り巻く諸課題について改善を図る研修を実施している。



以上

## 資料目次

- 資料 1 カリキュラムマップ
- 資料 2 履修モデル
- 資料 3 修了までのスケジュール
- 資料 4 人文学研究科日本文化専攻と基礎となる学部等との関係図
- 資料 5 就業規則施行細則
- 資料 6 非常勤講師の任用等に関する規程
- 資料 7 室内の見取図 ※掲載省略
- 資料 8 神奈川大学大学院運営規程

## カリキュラムマップ 人文学研究科 日本文化専攻 博士前期課程

人材養成及び教育研究上の目的		高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけて国際的な場において、専門的職業人、教育者として活動できる人材の育成を目的とする。													
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)		<p>(1) 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する専門的知識及びそれを幅広い視野から社会的な問題と結びつける力を身につけている。</p> <p>(2) グローバル化に伴う社会変化に適応する柔軟性と行動力を身につけている。</p> <p>(3) 日本語を的確に運用しコミュニケーションを図る力を身につけている。</p> <p>(4) 異なる文化的背景を持つ人々と積極的に交流し、相互理解を深める力を身につけている。</p> <p>(5) 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけ、応用する力を身につけている。</p> <p>(6) 専門職、教育職、研究職に必要な思考力と、産業界、教育界、学界において国際的に活躍できる力を身につけている。</p>													
教育課程表編制の方針 (カリキュラム・ポリシー)		<p>(1) 学士課程教育との接続に配慮しつつ、日本語の運用能力を一層高め活用しながら、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野について理論的に探究する能力、さらにはそれを幅広い視野の下に位置づけ応用する能力を身につけられるカリキュラムを提供している。</p> <p>(2) 講義科目では、「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「日本思想」「国語教育学」という研究領域に区分してカリキュラムを編成し、各研究領域における専門的知識や研究動向を体系的に学ぶことができるよう科目を配置している。</p> <p>(3) 修士論文指導のための演習科目を開講し、学生は同一教員の演習を1年次から連続して履修する。この演習では、自ら研究課題を設定し研究活動を行うための資料収集や文献読解、データ分析等の丹念な指導を提供している。</p>													
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)						カリキュラムポリシー(CP)			
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	DP(6)	CP(1)	CP(2)	CP(3)	
日本語学	日本語学講義Ⅰ(文法)	1・2前		2		○			○		○		○	○	
	日本語学講義Ⅱ(語彙)	1・2前		2		○			○		○		○	○	
	日本語学研究Ⅰ(文法)	1・2後		2		○			○		○		○	○	
	日本語学研究Ⅱ(語彙)	1・2後		2		○			○		○		○	○	
日本文学	日本文学講義Ⅰ(古典)	1・2前		2		○			○		○		○	○	
	日本文学講義Ⅱ(近現代)	1・2前		2		○			○		○		○	○	
	日本文学研究Ⅰ(古典)	1・2後		2		○			○		○		○	○	
	日本文学研究Ⅱ(近現代)	1・2後		2		○			○		○		○	○	
	漢文学講義	1・2前		2		○			○		○		○	○	
漢文学研究	1・2後		2		○			○		○		○	○		
日本文化学	日本文化学講義Ⅰ(近世以前)	1・2前		2		○	○			○	○		○	○	
	日本文化学講義Ⅱ(近現代)	1・2前		2		○	○			○	○		○	○	
	日本文化学研究Ⅰ(近世以前)	1・2後		2		○	○			○	○		○	○	
	日本文化学研究Ⅱ(近現代)	1・2後		2		○	○			○	○		○	○	
日本思想	日本思想講義Ⅰ(近世以前)	1・2前		2		○	○			○	○		○	○	
	日本思想講義Ⅱ(近現代)	1・2前		2		○	○			○	○		○	○	
	日本思想研究Ⅰ(近世以前)	1・2後		2		○	○			○	○		○	○	
	日本思想研究Ⅱ(近現代)	1・2後		2		○	○			○	○		○	○	
国語教育	国語教育学講義	1・2前		2		○				○	○	○	○	○	
	国語教育学研究	1・2後		2		○				○	○	○	○	○	
修士論文指導演習	修士論文指導演習Ⅰ	1前	2			○					○	○			○
	修士論文指導演習Ⅱ	1後	2			○					○	○			○
	修士論文指導演習Ⅲ	2前	2			○					○	○			○
	修士論文指導演習Ⅳ	2後	2			○					○	○			○

○:達成のために重要な科目

## カリキュラムマップ 人文学研究科 日本文化専攻 博士後期課程

人材養成及び教育研究上の目的		高度な日本語の運用能力を基盤とし、日本の言語、文学、思想、宗教学、芸術文化、国語教育のいずれかの分野に関する高度な専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけて、国際的な場において、専門的職業人、教育者、研究者として活動できる人材の育成を目的とする。												
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)		<p>(1) 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する専門的知識及びそれを幅広い視野から社会的な問題と結びつける力を身につけている。</p> <p>(2) グローバル化に伴う社会変化に適応する柔軟性と行動力を身につけている。</p> <p>(3) 日本語を的確に運用しコミュニケーションを図る力を身につけている。</p> <p>(4) 異なる文化的背景を持つ人々と積極的に交流し、相互理解を深める力を身につけている。</p> <p>(5) 日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけ、応用する力を身につけている。</p> <p>(6) 専門職、教育職、研究職に必要な思考力と、産業界、教育界、学界において国際的に活躍できる力を身につけている。</p>												
教育課程表編制の方針 (カリキュラム・ポリシー)		<p>(1) 博士前期課程教育との接続に配慮しつつ、日本語の運用能力を一層高め活用しながら、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育のいずれかの分野について理論的に探究する能力、さらにはそれを幅広い視野の下に位置づけ応用する能力を身につけられるカリキュラムを提供している。</p> <p>(2) 講義科目では、「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「日本思想」「国語教育学」という研究領域に区分してカリキュラムを編成し、各研究領域における専門的知識や研究動向を学生自らの研究課題に沿う形で深く学ぶことができるよう科目を配置している。</p> <p>(3) 博士論文指導のための演習科目を開講し、学生は同一教員の演習を1年次から連続して履修する。この演習では、自ら研究課題を設定し研究活動を行うための円滑な指導と、学内外の研究活動の場における研鑽が得られるような機会を積極的に提供している。</p>												
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)						カリキュラムポリシー(CP)		
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	DP(6)	CP(1)	CP(2)	CP(3)
日本語学	日本語学特殊講義Ⅰ(文法)	1・2・3前		2		○		○		○		○	○	
	日本語学特殊講義Ⅱ(語彙)	1・2・3前		2		○		○		○		○	○	
	日本語学特殊研究Ⅰ(文法)	1・2・3後		2		○		○		○		○	○	
	日本語学特殊研究Ⅱ(語彙)	1・2・3後		2		○		○		○		○	○	
日本文学	日本文学特殊講義Ⅰ(古典)	1・2・3前		2		○		○		○		○	○	
	日本文学特殊講義Ⅱ(近現代)	1・2・3前		2		○		○		○		○	○	
	日本文学特殊研究Ⅰ(古典)	1・2・3後		2		○		○		○		○	○	
	日本文学特殊研究Ⅱ(近現代)	1・2・3後		2		○		○		○		○	○	
日本文化学	日本文化学特殊講義Ⅰ(近世以前)	1・2・3前		2		○	○		○	○		○	○	
	日本文化学特殊講義Ⅱ(近現代)	1・2・3前		2		○	○		○	○		○	○	
	日本文化学特殊研究Ⅰ(近世以前)	1・2・3後		2		○	○		○	○		○	○	
	日本文化学特殊研究Ⅱ(近現代)	1・2・3後		2		○	○		○	○		○	○	
日本思想	日本思想特殊講義Ⅰ(近世以前)	1・2・3前		2		○	○		○	○		○	○	
	日本思想特殊研究Ⅰ(近世以前)	1・2・3後		2		○	○		○	○		○	○	
国語学 国語教	国語教育学特殊講義	1・2・3前		2		○			○	○	○	○	○	
	国語教育学特殊研究	1・2・3後		2		○			○	○	○	○	○	
博士論文 演習	博士論文指導演習Ⅰ	1前	2			○				○	○			○
	博士論文指導演習Ⅱ	1後	2			○				○	○			○
	博士論文指導演習Ⅲ	2前	2			○				○	○			○
	博士論文指導演習Ⅳ	2後	2			○				○	○			○
	博士論文指導演習Ⅴ	3前	2			○				○	○			○
	博士論文指導演習Ⅵ	3後	2			○				○	○			○

○:達成のために重要な科目

## 履修モデル 日本文化専攻博士前期課程

中学・高校で教員として活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		区分別単位数計
	科目名	単位数	科目名	単位数	
日本語学	日本語学講義Ⅰ(文法)	2	日本語学研究Ⅰ(文法)	2	8
	日本語学講義Ⅱ(語彙)	2	日本語学研究Ⅱ(語彙)	2	
日本文学	日本文学講義Ⅰ(古典)	2	日本文学研究Ⅰ(古典)	2	12
	日本文学講義Ⅱ(近現代)	2	日本文学研究Ⅱ(近現代)	2	
	漢文学講義	2			
	漢文学研究	2			
日本文化学					0
日本思想					0
国語教育学	国語教育学講義	2			4
	国語教育学研究	2			
修論演習	修士論文指導演習Ⅰ	2	修士論文指導演習Ⅲ	2	8
	修士論文指導演習Ⅱ	2	修士論文指導演習Ⅳ	2	
年間単位数	20		12		/
合計単位数	32				

## 履修モデル 日本文化専攻博士前期課程

日本語教員として活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		区分別 単位数 計
	科目名	単位数	科目名	単位数	
日本語学	日本語学講義Ⅰ(文法)	2	日本語学研究Ⅰ(文法)	2	8
	日本語学講義Ⅱ(語彙)	2	日本語学研究Ⅱ(語彙)	2	
日本文学	日本文学講義Ⅰ(古典)	2	日本文学研究Ⅰ(古典)	2	8
	日本文学講義Ⅱ(近現代)	2	日本文学研究Ⅱ(近現代)	2	
日本文化学	日本文化学講義Ⅱ(近現代)	2			4
	日本文化学研究Ⅱ(近現代)	2			
日本思想	日本思想講義Ⅱ(近現代)	2			4
	日本思想研究Ⅱ(近現代)	2			
国語教育学					0
修論演習	修士論文指導演習Ⅰ	2	修士論文指導演習Ⅲ	2	8
	修士論文指導演習Ⅱ	2	修士論文指導演習Ⅳ	2	
年間単位数	20		12		/
合計単位数	32				

## 履修モデル 日本文化専攻博士前期課程

日本語力と日本文化の知識を活かした職場で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		区分別単位数計
	科目名	単位数	科目名	単位数	
日本語学	日本語学講義Ⅰ(文法)	2			4
	日本語学講義Ⅱ(語彙)	2			
日本文学	日本文学講義Ⅰ(古典)	2			4
	日本文学講義Ⅱ(近現代)	2			
日本文化学	日本文化学講義Ⅰ(近世以前)	2	日本文化学研究Ⅰ(近世以前)	2	8
	日本文化学講義Ⅱ(近現代)	2	日本文化学研究Ⅱ(近現代)	2	
日本思想	日本思想講義Ⅰ(近世以前)	2	日本思想研究Ⅰ(近世以前)	2	8
	日本思想講義Ⅱ(近現代)	2	日本思想研究Ⅱ(近現代)	2	
国語教育学					0
修論演習	修士論文指導演習Ⅰ	2	修士論文指導演習Ⅲ	2	8
	修士論文指導演習Ⅱ	2	修士論文指導演習Ⅳ	2	
年間単位数	20		12		/
合計単位数	32				

## 履修モデル 日本文化専攻博士後期課程

高等教育機関等で教員として活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		区分別 単位数 計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
日本語学							0
日本文学	日本文学特殊講義Ⅰ(古典)	2	日本文学特殊講義Ⅱ(近現代)	2			4
日本文化学							0
日本思想							0
国語教育学	国語教育学特殊講義	2	国語教育学特殊研究	2			4
博論演習	博士論文指導演習Ⅰ	2	博士論文指導演習Ⅲ	2	博士論文指導演習Ⅴ	2	12
	博士論文指導演習Ⅱ	2	博士論文指導演習Ⅳ	2	博士論文指導演習Ⅵ	2	
年間単位数	8		8		4		
合計単位数	20						



## 履修モデル 日本文化専攻博士後期課程

国内外の大学等で日本語教育に従事する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		区分別 単位数 計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
日本語学	日本語学特殊講義Ⅰ(文法)	2	日本語学特殊研究Ⅰ(文法)	2			8
	日本語学特殊講義Ⅱ(語彙)	2	日本語学特殊研究Ⅱ(語彙)	2			
日本文学							0
日本文化学							0
日本思想							0
国語教育学							0
博論演習	博士論文指導演習Ⅰ	2	博士論文指導演習Ⅲ	2	博士論文指導演習Ⅴ	2	12
	博士論文指導演習Ⅱ	2	博士論文指導演習Ⅳ	2	博士論文指導演習Ⅵ	2	
年間単位数	8		8		4		
合計単位数	20						

## 履修モデル 日本文化専攻博士後期課程

日本文化・思想に関する分野において研究者として活躍できる人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		区分別 単位数 計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
日本語学							0
日本文学							0
日本文化学	日本文化学特殊講義Ⅱ(近現代)	2	日本文化学特殊研究Ⅱ(近現代)	2			4
日本思想	日本思想特殊講義Ⅰ(近世以前)	2	日本思想特殊研究Ⅰ(近世以前)	2			4
国語教育学							0
博論演習	博士論文指導演習Ⅰ	2	博士論文指導演習Ⅲ	2	博士論文指導演習Ⅴ	2	12
	博士論文指導演習Ⅱ	2	博士論文指導演習Ⅳ	2	博士論文指導演習Ⅵ	2	
年間単位数	8		8		4		
合計単位数	20						

## 修了までのスケジュール

### 人文学研究科日本文化専攻博士前期課程

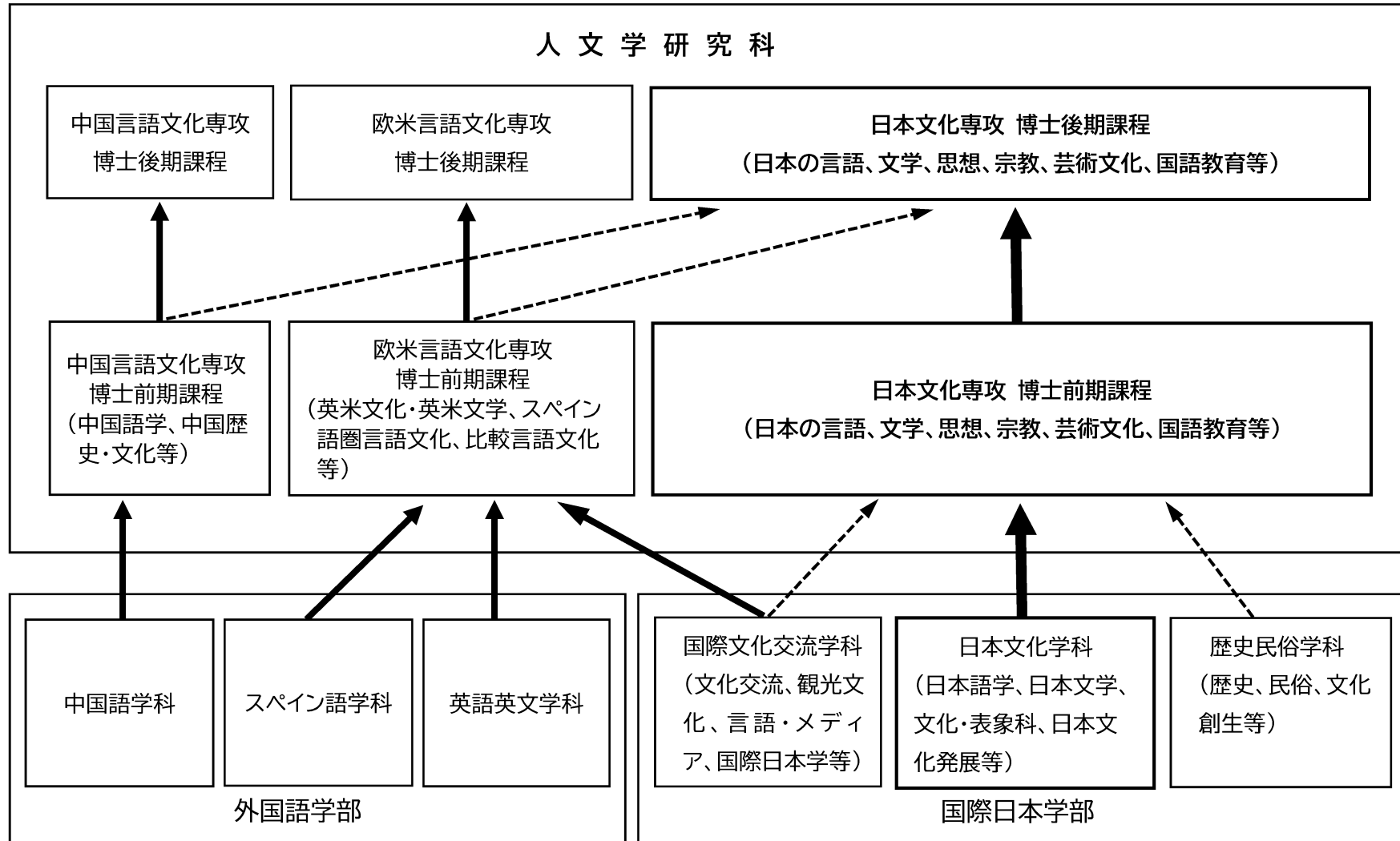
		事 項	備 考	
1 年 次	4月	新入生ガイダンス	研究テーマ、指導教授を決定。	
	4月 9月	履修登録	指導教授の演習科目を含めて 20 単位以上修得する(論文提出要件)。	
				演習履修(4単位)[指導教授] 講義履修(4単位)[指導教授] その他の科目履修(12 単位以上)
2 年 次	4月	ガイダンス	指導教授による個別履修相談等。	
	4月 9月	履修登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年次修了までに 32 単位以上の修得が必要[指導教授の演習科目8単位・講義科目4単位を含む](修了要件)。</li> <li>・修了見込証明書発行基準: 2年次に在学し、20 単位以上を修得している。</li> </ul>	
				演習履修(4単位)[指導教授] その他の科目履修(8単位以上)
	6月	修士論文計画書の提出	論文のタイトルと概要を提出する。	
	7月	修士論文中間報告会での発表	論文の進捗状況、研究調査やデータ収集の成果、先行研究の総括等を含めて、専攻全体で評価が行われ、問題点や今後の課題等の指摘を含めた適切な指導が行われる。	
	11月	語学認定試験の受験	(論文提出要件)	
	12月	修士論文提出準備	作成要領をもとに論文を準備する。	
	1月	修士論文提出		主査1名・副査2名からなる審査委員会が設置され、論文に関する口述試験が行われる。
		最終試験		
	2月	修士論文最終報告会での発表		
3月	学位授与式			

## 修了までのスケジュール

### 人文学研究科日本文化専攻博士後期課程

		事 項		備 考
1 年 次	4月	新入生ガイダンス		研究テーマ、指導教授を決定。
	4月	履修登録	演習履修(4単位)[指導教授]	
	9月		講義履修(4単位)[指導教授]	
		その他の科目履修		
2 年 次	4月	ガイダンス		指導教授による個別履修相談等。
	4月	履修登録	演習履修(4単位)[指導教授]	
	9月		その他の科目履修	
	7月	博士論文中間報告会での発表		
3 年 次	4月	ガイダンス		指導教授による個別履修相談等。
	4月	履修登録	演習履修(4単位)[指導教授]	3年間で 20 単位以上修得する[指導教授の演習科目 12 単位・講義科目4単位を含む](修了要件)。
	9月		その他の科目履修	
	6月	博士論文計画書の提出		論文のタイトルと概要を提出する。
	7月	博士論文予備審査		論文の進捗状況や研究成果に関する発表、質疑応答が行われる。また、高度な専門知識、独創性と学際性を持った論文作成ができるよう、適切な指導が行われる。
	8月	博士論文提出準備		作成要領をもとに準備する。
	9月	語学認定試験の受験		(論文提出要件)
	11月	博士論文提出		
	1月	最終試験		主査1名・副査4名からなる審査委員会が設置され、論文に関する口述試験が行われる。
	2月	公聴会		
3月	学位授与式			

人文学研究科日本文化専攻と基礎となる学部等との関係図



○就業規則施行細則

昭和44年6月30日

細則第1号

改正 昭和49年4月22日細則第5号

昭和60年3月4日細則第18号

昭和63年7月26日細則第36号

平成6年4月11日細則第42号

平成12年10月6日細則第73号

平成17年3月23日細則第91号

平成19年3月15日規程第732号

平成22年3月10日細則第102号

平成29年3月30日細則第114号

平成29年10月5日細則第116号

令和2年3月5日細則第123号

(目的)

第1条 この細則は、学校法人神奈川大学就業規則（以下「規則」という。）の施行に必要な事項を定める。

(職員の定義)

第2条 規則第2条に規定する職員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 教育職員

(ア) 大学教育職員 学長、教授、准教授、助教、助手

(イ) 附属学校教育職員 校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭

(2) 事務職員 事務職員、看護師、保健師

(3) 技術職員 教務技術職員（実験・実習技術員、L.L. 技術員等）、課外活動重点強化部指導者、技術職員（一般技術員、調理師等）

(定年)

第3条 定年は毎年3月31日現在で次の年齢に達したときとする。

(1) 大学教育職員 70歳

ただし、学長が任期中に70歳に達する場合はその任期満了の日、又は70歳に達した後学長を退いた日を定年とする。

(2) その他の職員 65歳

ただし、附属学校校長が任期中に65歳に達する場合はその任期満了の日、又は65歳に達した後校長を退いた日を定年とする。

第4条 次の年齢に達した以降、退職したとき、又は死亡したときはこれを定年退職とみなす。

(1) 大学教育職員 65歳

(2) その他の職員 60歳

(適用除外)

第5条 規則第4条から第7条まで、第9条、第11条、第16条、第17条、第18条第1号及び第2号、第19条から第24条まで、第27条並びに第27条の2は、大学教育職員には適用しない。

2 規則第4条、第7条、第18条第2号、第23条及び第27条の2は、附属学校教育職員には適用しない。

(経過措置)

第6条 昭和44年4月1日現在において年次有給休暇に残日数があるときは、これをこの規則による年次有給休暇日数に加算する。

附 則

この細則は、昭和44年6月30日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月22日細則第5号)

この細則は、昭和49年4月22日から施行し、昭和49年3月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月4日細則第18号)

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月26日細則第36号)

この細則は、昭和63年7月26日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月11日細則第42号)

この細則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年10月6日細則第73号)

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日細則第91号)

この細則は、平成17年3月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日規程第732号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日細則第102号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日細則第114号）

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月5日細則第116号）

この施行細則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則（令和2年3月5日細則第123号）

この施行細則は、令和2年4月1日から適用する。



○非常勤講師の任用等に関する規程

平成11年7月9日

規程第522号

改正 平成15年2月6日規程第616号

平成22年2月5日規程第851号

平成22年3月10日規程第872号

平成23年2月24日規程第909号

平成27年3月26日規程第1063号

令和3年2月25日規程第1273号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学任期付教員の任期に関する規程第5条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）及び神奈川大学大学院（以下「本学大学院」という。）の非常勤講師の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「非常勤講師」とは、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）の委嘱により授業及びこれに付随する職務を担当する者で、常時勤務することを要しないものをいう。

2 この規程において「有期雇用非常勤講師」とは、非常勤講師のうち、期間を定めて雇用されるものをいう。

3 この規程において「無期雇用非常勤講師」とは、非常勤講師のうち、期間を定めずに雇用されるものをいう。

(任用)

第3条 非常勤講師の任用は、教授会及び評議会（本学大学院においては研究科委員会及び大学院委員会。以下「教授会及び評議会等」という。）の審議を経て行う。

(労働条件の明示)

第4条 非常勤講師の任用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の定めるところにより、労働条件を明示するものとする。

(任用基準)

第5条 非常勤講師となる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位を有し、かつ、相当の研究業績があること。
- (2) 大学院博士課程の単位を取得し、かつ、相当の研究業績があること。

- (3) 修士の学位を有し、かつ、相当の研究業績があること。
- (4) 学士の学位を有し、かつ、相当の研究業績及び教育歴があること。
- (5) 担当科目に関する専門的な知識経験を有し、かつ、相当の研究業績又は実務上の重要な業績があること。
- (6) 前各号と同等以上の教育研究能力を有すると認められること。

(有期雇用非常勤講師の任期)

第6条 有期雇用非常勤講師の任期は、1年以内とし、年度途中から委嘱した場合であっても、その期間は年度末を超えないものとする。ただし、教育課程編成上必要があると認めるときは、その任期を更新することができる。

(年齢制限)

第7条 非常勤講師の年齢は、73歳までとする。ただし、特に必要と認めた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳までとすることができる。

(提出書類)

第8条 非常勤講師となる者は、履歴書(写真貼付)、教育研究業績書その他本法人が定める所定の書類を提出しなければならない。

(授業担当時間)

第9条 非常勤講師の授業担当時間は、1週間当たり5コマ(10時間)までとする。

(刑事裁判等への参加)

第10条 非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な範囲内で、裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員(以下「裁判員等」という。)として、刑事裁判等に参加することができる。

- (1) 裁判員候補者として、裁判員等選任手続の期日に出頭するとき。
  - (2) 裁判員等として、公判期日又は公判準備のために出頭するとき。
- 2 前項の規定に基づき刑事裁判等に参加するときは、裁判所からの呼出状又は通知の写しを添付の上、1月前までに学長又は大学院委員長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定に基づき刑事裁判等に参加する期間については、通常どおりの給与を支給する。
- 4 裁判員等選任手続において不選任と決定されたときは、速やかに勤務に復帰しなければならない。

第11条 非常勤講師は、裁判員候補者又は裁判員等の職務等に関し、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める通知又は証明の写しを添付の上、人事部長へ報告

するものとする。

- (1) 裁判所から裁判員候補者に選任されたことを通知されたとき 当該通知
- (2) 裁判所によって裁判員等の選任又は不選任の決定がされたとき 裁判所の交付する裁判員等に選任されたことの証明又は選任期日への出頭証明
- (3) 裁判員として職務に従事する期間が変更されたとき 当該通知  
(休職及び復職)

第12条 無期雇用非常勤講師の休職及び復職については、就業規則第28条から第30条までの規定を準用する。

(退職)

第13条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 第7条に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。
- (3) 退職を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 非常勤講師が退職しようとするときは、退職希望日の30日前までに退職願を提出するものとする。

(契約の解除)

第14条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 本法人の名誉又は信用を著しく傷つける行為があったとき。
- (2) 教育研究に従事する者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他授業の担当を継続し難い重大な事由が生じたとき。

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前までに予告し、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該非常勤講師の責に帰すべき事由に基づいて契約を解除する場合においては、この限りでない。

3 前項の予告日数を短縮する場合には、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(表彰及び懲戒)

第15条 非常勤講師の表彰及び懲戒については、就業規則第42条第2号及び第43条から第

47条までの規定を準用する。

(期間の定めのない雇用契約の申込み)

第16条 有期雇用非常勤講師であって、本法人との間で締結された期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）の期間が通算して5年を超えるものは、現に締結している契約の期間が満了する日までの間に、本法人に対し、期間の定めのない雇用契約の申込みをすることができる。

2 本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が終了した日と当該非常勤講師の次の有期雇用契約の期間の初日との間に、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に規定する空白期間が6月以上あるときは、当該空白期間前に終了した任期は、前項に規定する通算期間に算入しない。

3 本学又は本学大学院に在学していた期間は、第1項に規定する通算期間に算入しない。

第17条 前条第1項に規定する申込みをする者は、現に締結している契約期間が満了する30日前までに、本法人が定める書面を提出するよう努めなければならない。

2 前条第1項に規定する申込みを受けたときは、本法人は、申込者に対し書面で受理を通知する。

第18条 本法人は、第16条第1項に規定する申込みを受けたときは、その申込みをした非常勤講師が現に締結している契約期間が満了した日の翌日から、その申込時に締結している雇用契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件で、引き続き無期雇用非常勤講師として任用する。

(無期雇用非常勤講師の勤務条件)

第19条 無期雇用非常勤講師の担当科目、勤務日、勤務時間、勤務地等は、本法人が年度ごとに定める。

(期間の定めのない雇用契約の解除)

第20条 第14条に定めるほか、無期雇用非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その担当する授業その他の業務を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

(2) その所属する組織を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成11年7月9日から施行し、平成12年度授業担当者から適用する。

2 本規程第8条ただし書の規定にかかわらず、短期大学部開講の授業科目を担当する非常勤講師については、平成12年度から廃止までの間、俸給の減額は行わないものとする。

附 則（平成15年2月6日規程第616号）

この規程は、平成15年2月6日から施行し、平成14年12月19日から適用する。

附 則（平成22年2月5日規程第851号）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成22年3月10日規程第872号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月24日規程第909号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規程第1273号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○神奈川大学大学院運営規程

昭和42年4月1日

施行

改正 昭和58年4月1日

平成元年4月1日

平成3年4月1日

平成4年4月1日

平成5年4月1日

平成16年4月1日

平成21年4月1日

平成21年4月1日

平成31年3月28日規程第1178号

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院の組織と運営について定め、その適正を図ることを目的とする。

(大学院委員会の組織)

第2条 神奈川大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第7条に定める大学院委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 大学院委員長

(2) 各研究科委員長

(3) 法学研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、外国語学研究科委員会、人間科学研究科委員会及び歴史民俗資料学研究科委員会から選ばれる委員各2名並びに理学研究科委員会から選ばれる委員3名及び工学研究科委員会から選ばれる委員5名

2 各研究科委員会から選ばれる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 各研究科委員会の委員は、あらかじめ大学院委員長に申し出て、出席して、意見を述べることができる。

(大学院委員会の審議事項)

第3条 大学院委員会は、次の各号に関する事項を審議する。

(1) 大学院学則及び規程の制定改廃

(2) 研究科の設置及び廃止

- (3) 各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設又は変更の承認
- (4) 研究及び教育に関する基本的事項
- (5) 学位の授与及び取り消し
- (6) 各研究科間の連絡調整
- (7) その他大学院に関する事項

(大学院委員長)

第4条 大学院委員長は、大学院委員会の議長となり議事を主宰する。

(大学院委員会の議決)

第5条 大学院委員会は、審議事項を議決するには委員の2分の1以上が出席し、その出席委員の3分の2以上の同意がなければならない。

(研究科委員会)

第6条 本学大学院各研究科の授業及び研究指導に関する事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科委員長
- (2) 大学院学則第6条第1項に規定された本大学の専任教員（専門職大学院にあっては、同条第2項に規定された当該大学院の専任教員）

(研究科委員会の審議事項)

第7条 研究科委員会は、次の各号に関する事項を審議する。

- (1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更
- (2) 授業及び研究指導の担当
- (3) 学位論文（修士課程又は博士前期課程にあっては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）の審査及び課程修了の認定
- (4) 試験
- (5) 学生の入学、休学、留年、退学、除籍及び再入学
- (6) 学生の賞罰
- (7) 研究科の予算
- (8) その他研究科に関する事項

(研究科委員長)

第8条 研究科委員長は、研究科委員会の議長となり議事を主宰する。

(研究科委員会の議決)

第9条 研究科委員会は、審議事項を議決するには委員の2分の1以上が出席し、その出席委員の過半数の同意がなければならない。ただし、学位論文の審査に関する事項の審議は、神奈川大学学位規程第11条によらなければならない。

附 則

1 本運営規程は昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日改正)

1 本運営規程は昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日改正)

1 本運営規程は平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日改正)

1 本運営規程は平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日改正)

1 本運営規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日改正)

1 本運営規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日改正)

1 本運営規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

1 本運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

1 本運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。